

江戸堀北通一丁目 同 二丁目 江戸堀下通二丁目 同 二丁目 江戸堀南通一丁目
 同 二丁目 京町堀上通一丁目 同 二丁目 京町堀通一丁目 同 二丁目

第二小區 (舊第二四小區并第五小區の内四ヶ町合併・十八ヶ町)

土佐堀通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 江戸堀北通三丁目 同 四丁目
 同 五丁目 江戸堀南通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 江戸堀下通三丁目
 同 四丁目 同 五丁目 京町堀上通三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 京町堀通三丁目 同 四丁目 同 五丁目

第三小區 (舊第六七小區合併・十七ヶ町)

靱北通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 靱上通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 靱中通二丁目 同 二丁目 同 三丁目
 靱下通一丁目 同 二丁目 靱南通一丁目 同 二丁目 同 三丁目
 同 四丁目 同 五丁目

第四小區 (舊第八九小區合併・十六ヶ町)

阿 堀通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 阿波堀裏町 阿波座上通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 阿波座中通一丁目 同 二丁目 阿波座下通二丁目

同 二丁目 阿波座一番町 同 二番町 立賣堀北通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目

第五小區 (舊第十小區并第五小區の内三ヶ町合併・十六ヶ町)

江の子島上の町 同 東の町 同 西の町 阿波堀通四丁目 同 五丁目
 阿波座三番町 同 四番町 薩摩堀東の町 同 西の町 同 南の町
 同 北の町 薩摩堀裏町 立賣堀北通四丁目 同 五丁目 同 六丁目
 立賣堀裏町

第六小區 (舊第十一二十三小區合併・二十四ヶ町)

立賣堀南通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 同 六丁目 新町北通二丁目 同 二丁目 新町通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 新町南通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 裏 新 町 西長堀北通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目

第七小區 (舊第十四十五十六小區合併・二十五ヶ町)

西長堀南通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目

北堀江上通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 北堀江下通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 同 六丁目 北堀江通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 同 六丁目
 北堀江裏通二丁目 同 二丁目 北堀江一番町 同 二番町 同 三番町

第八小區 (舊第十七十八小區并第二十小區の内三ヶ町合併・十八ヶ町)

南堀江通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 南堀江上通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 南堀江下通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 西道頓堀通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目
 幸町通二丁目 同 二丁目 同 三丁目

第九小區 (舊第十九小區并二十小區の内二ヶ町合併・十一ヶ町)

南堀江通五丁目 同 六丁目 南堀江上通五丁目 南堀江下通五丁目 西道頓堀通五丁目
 同 六丁目 南堀江一番町 同 二番町 同 三番町 幸町通四丁目
 同 五丁目

第十小區 (舊第二十二二十三小區合併・十九ヶ町)

松島町二丁目 同 二丁目 松島上の町 仲の町一丁目 同 二丁目

高砂町一丁目 同 二丁目 十返町 花園町 緑町
 月見町 雪見町 本田通一丁目 同 二丁目 同 三丁目
 梅本町 本田一番町 同 二番町 同 三番町

第十一小區 (舊二十三小區・十ヶ町)

榮町 洲先町 穂波町 入江町 千里町
 榮摘町 霧島町 野上町 藻苅町 七瀬町

第四大區 (北大組・六小區・九十四ヶ町)

第一小區 (舊第一二三四五小區合併・二十七ヶ町)

相生町 野田町 網島町 川崎町 新川崎町
 白屋町 今井町 天満橋筋二丁目 同 二丁目 同 三丁目
 同 四丁目 空心町一丁目 同 二丁目 同 二丁目
 朝日町 信保町一丁目 同 二丁目 岩井町一丁目 同 二丁目
 龍田町 壺屋町一丁目 同 二丁目 河内町一丁目 同 二丁目
 瀧川町 松ヶ枝町

第二小區 (舊第六七八小區合併・二十ヶ町)

此花町一丁目 同二丁目 市の町 天神筋町 天神橋筋一丁目
 同二丁目 同三丁目 同四丁目 菅原町 鳴尾町
 樽屋町 地下町 大工町 南森町 旅籠町
 東堀川町 北森町 綿屋町 紅梅町 末廣町

第三小區 (舊第九十一小區合併・十二ヶ町)

源藏町 西堀川町 伊勢町 富田町 木幡町
 樋の上町 老松町一丁目 同二丁目 同三丁目 若松町
 真砂町 絹笠町

第四小區 (舊第十二十三十四十五小區合併・十四ヶ町)

曾根崎新地二丁目 同二丁目 同三丁目 堂島濱通一丁目 同二丁目
 同三丁目 同四丁目 堂島船大工町 堂島中一丁目 同二丁目
 堂島裏一丁目 同二丁目 同三丁目 堂島北町

第五小區 (舊第十六十七十八小區合併・十一ヶ町)

中の島一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目
 同六丁目 同七丁目 宗是町 常安町 玉江町一丁目

同二丁目

第六小區 (舊第十九二十小區合併・十ヶ町)

安治川通上一丁目 同二丁目 安治川通北一丁目 同二丁目 同三丁目
 安治川通南一丁目 同二丁目 同三丁目 古川町 富島町
 附屬 天保町

第二百五十九號

市中各小區別紙圖面之通合併更正候條、此旨管内無洩相違候事

明治九年九月三十日

大阪府權知事 渡邊昇

第一大區

従前 第一・二・三・四・五の小區を合して

第一小區とす

同 第六・七・八・九小區を

第二小區とす

同 第十・十一小區を

第三小區とす

同 第十二・十四小區を

第四小區とす

同 第十六・十八小區を

第五小區とす

同 第二十・二十二小區を

第六小區とす

同 第二十一・二十三小區を

第七小區とす

第二篇

大阪府制度の變遷

第一章 大阪府

第六節

同 第十九・十七小區を
同 第十三・十五小區を

第八小區とす
第九小區とす

第二大區

従前 第一・二小區並三小區の内三ヶ町を合して
同 第三小區の内二ヶ町並四小區を
同 第五小區の内四ヶ町並十一小區を
同 第五小區の内四ヶ町並六小區を
同 第九・十小區を
同 第七・八小區を
同 第十二小區を
同 第十三小區を
同 第十四小區を

第一小區とす
第二小區とす
第三小區とす
第四小區とす
第五小區とす
第六小區とす
第七小區とす
第八小區とす
第九小區とす

第三大區

従前 第一・三小區を合して
同 第二・四小區並五小區の内四ヶ町を合して
同 第六・七小區を
同 第八・九小區を

第一小區とす
第二小區とす
第三小區とす
第四小區とす

同 第十小區並五小區の内三ヶ町を加へて
同 第十一・十二・十三小區を
同 第十四・十五・十六小區を
同 第十七・十八小區並廿小區の内三ヶ町を加へて
同 第十九小區並二十小區の内二ヶ町を加へて
同 第二十一・二十二小區を
同 第二十三小區を

第五小區とす
第六小區とす
第七小區とす
第八小區とす
第九小區とす
第十小區とす
第十一小區とす

第四大區

従前 第一・二・三・四・五小區を合して
同 第六・七・八小區を
同 第九・十・十一小區を
同 第十二・十三・十四・十五小區を
同 第十六・十七・十八小區を
同 第十九・二十小區を

第一小區とす
第二小區とす
第三小區とす
第四小區とす
第五小區とす
第六小區とす

第貳百六拾四號

今般市街小區合併改正之候、第二百五十九號を以て及布達候處、従前之小區は當小學區を爲し其儘措置候事

明治九年十月十一日

大阪府知事 渡邊 昇

第二篇 大阪府制度の變遷 第一章 大阪府 第六節

第七節 郡中番組の廢止及び接近郡村番組の改正

明治八年四月市郡を通じて大小區制に改めたるも、郡部は尙小區の下に番組を存すること依然たりしが、明治十年九月十八日第百九十四號を以て、大阪市街接近の郡村を除き、從來の番組を廢して市中と同からしめらる。從て從來の戸長は一旦之を廢して、更に區長・戸長及び村用掛を置けり。

一、區長は從前の通り各大區に一人を置き、等級は一等乃至四等、月給は拾五圓とし、從來は區内人民一統より選舉せしめ、選舉人・被選舉人の資格等に就ての規定なかりしが、明治十一年三月八日天第四十二號を以て、明治九年十一月三十日第三百十號總代人撰擧法に照準して取扱はしめ、假職制取扱心得は從前の通りとせり。

一、戸長は從來各番組に置きしを改めて毎小區に三人を置き、等級は一等より四等迄、月給は八圓より拾圓迄とし、且一區合計貳拾七圓より超過するを得ざらしめしが、明治十年十一月十九日地第百六十二號を以て、當分三等戸長を配置することにして月給八圓を支給し、大阪市街接近戸長のみ常分市中戸長同額の月給を支給するものとせり。而して從來は其の組内一統より選舉せしめ、選舉人・被選舉人の資格等に就ては別に規定する所なかりしが、明治十一年三月八日天第四十二號を以て、區長と同く明治九年十一月三十日第三百十號總代人撰擧法に照準して取扱はしめ、假職制取扱心得

もまた從前の通りとせり。

一、各村に村用掛一人又は二三人を置き、其の取扱權限は該區戸長より傳達する所の事務を辦理し、一村限り通常例規ある庶務を執行し、又總代人及び伍長と協議して村内の事務を辦理するも、租稅取集め并民費の課出は、通常例規あるものといへども戸長の傳達を受けずて執行することを得ざらしめ、若し一己の取計を爲すときは其の失費辨償の責を負ふものとし、月給は一小區平均六拾九圓とし、其の村に於ける地租百分の四を以て之に充つるものとせり。

一、書役は各小區に二人以上五人迄を置き、等級は一等より四等迄、月給は三圓より六圓迄とし、小區合計金拾五圓より超過するを得ざらしむ。

一、總代には變更なし。

第五大區 (東成郡・三小區・五十六ヶ村)

一小區 (七ヶ村)

天王寺村^{第三區} 阿部野村 國分寺村 舍利寺村 林寺村 林寺新家村
田島村

二小區 (二十四ヶ村)

岡村 猪飼野村 小橋村 本野村 鴨野村 天王田村

第二篇 大阪府制度の變遷

第一章

大阪府

第七節

七三九

布屋新田 放出村 森村 古屋敷地 中道村 本庄村
 西今里村 大友村 中川村 腹見村 深江村 東今里村
 片江村 大今里村 永田村 中濱村 左專道村 玉造村

三小區 (二十五ヶ村)

中野村 澤上江村 善源寺村 友淵村 毛馬村 赤川村
 荒生村 中村 江野村 南島村 今市村 森小路村
 千林村 貝脇村 上の辻村 馬場村 般若寺村 別所村
 下の辻村 蒲生村 野江村 關目村 内代村 今福村
 木屋新田

第六大區 (西成郡・五小區・一百十二ヶ村)

一小區 (五ヶ村)

津守新田 中在家村 今在家村 材木置場 勝間村

二小區 (三十四ヶ村)

西野新田 難波島地子 炭屋新田 千島新田 三軒家村(西成郡) 三軒家町地子
 平尾新田 今木新田 中口新田 上田新田 南恩加島新田 北恩加島田

市岡新田 池山新田 前田屋新田 泉尾新田 小林新田 岩崎新田
 千歳新田 岡田新田 春日出新田 島屋新田 四貫島村 恩貴島新田
 六軒屋新田 南新田 木屋新田 北福崎新田 南福崎新田 湊屋新田
 池田新田 田中新田 石田新田 八幡屋新田

三小區 (十五ヶ村)

國分寺村 南長柄村 北長柄村 本庄村 南濱村 下三番村
 光立寺村 小島新田村 小島古堤新田 成小路村 塚本村 浦江村
 大仁村 海老江村 野田村

四小區 (二十九ヶ村)

藥師寺村 川口村 濱村 南方村 柴島村 南方新家村
 淡路村 木寺村 小島村 川口新家村 堀村 今里村
 西村 山口村 南宮原村 北宮原村 宮原新家村 蒲田村
 十八條村 新家村 三番村 天王寺庄 橋寺村 西大道村
 南大道村 北大道村 江口村 小松村 新庄村

五小區 (二十九ヶ村)

第七大区 (住吉郡・二小區・五十三ヶ村)

一 小 區 (二十ヶ村)

桑津村	北田邊村	南田邊村	松原新田	應合村	湯谷島村
富田新田	砂子村	中野村	喜連村	平野々堂町	平野流町
平野馬場町	平野市町	平野泥堂町	平野西脇町	平野背戸町	今在家村
新在家村	今林村				

二 小 區 (三十三ヶ村)

猿山新田	寺岡村	堀村	前堀村	菟田村	我孫子村
庭井村	住吉村	杉本村	山の内村	遠里小野村	七道領
濱口村	南濱口村	澤の口村	殿辻村	青蓮寺村	坂の井村

第八大区 (島下郡・五小區・一百一ヶ村)

一 小 區 (二十五ヶ村)

新町村	大領村	鳥居村	安立町	千体村	島村
加賀屋新田	駒井新田	北島新田	村上新田	柴谷新田	櫻木新田
櫻井新田	庄左衛門新田	川上新田			

二 小 區 (二十六ヶ村)

清坂村	長谷村	下音羽村	錢原村	忍頂寺村	上音羽村
大門寺村	生保村	車作村	大岩村	高山村	佐保村
安元村	千提寺村	泉原村	福井村	粟生村	宿久庄村
安威村	桑原村	耳原村	十日市村	小野原村	清水村
道祖本村					

郡山村	郡村	上野村	中河原村	倍賀村	畑田村
上穂積村	中穂積村	下穂積村	西河原村	五日市村	田中村
上中條村	下中條村	茨木村	宇の邊村	奈良村	太田村
總持寺村	中城村	庄村	戸伏村	牟禮村	橋内村

馬場村 中 村

三小區 (十九ヶ村)

鮎川村 二階堂村 日垣村 平田村 十一村 野々宮村
 島 村 小坪井村 太中村 澤良宜東村 澤良宜西村 眞砂村
 鶴野村 澤良宜濱村 藏垣内村 丑寅村 乙辻村 水尾村
 内瀬村

四小區 (十八ヶ村)

鳥飼中村 鳥飼八町村 鳥飼上村 鳥飼西村 鳥飼八坊村 鳥飼下村
 鳥飼野々村 一津屋村 別府村 新在家村 味舌下村 坪井村
 庄屋村 味舌上村 正音寺村 味舌村 南 村 吉志部村

五小區 (十三ヶ村)

小路村 東 村 七つ尾村 山田下村 山田別所村 山田小川村
 山田中村 山田上村 上新田村 下新田村 佐井寺村 片山村
 吹田村

第九大區 (島上郡・三小區・五十九ヶ村)

一小區 (三十ヶ村)

川久保村 大澤村 尺代村 東大寺村 廣瀬村 山崎村
 高濱村 櫻井村 神内村 上牧村 井尻村 鶉殿村
 梶原村 萩庄村 前島村 野田村 塚原村 土室村
 奈佐原村 宿名村 氷室村 郡家村 岡本村 成合村
 別所村 眞上村 服部村 靈仙寺村 萩谷村 原 村

二小區 (十七ヶ村)

安満村 下 村 西天川村 東天川村 野中^{冠の内}村 中小路村^同
 辻子^同村 土橋^同村 西冠^同村 大塚村 大塚町 高槻村
 番田村 下田部村 上田部村 庄所村 古曾部村

三小區 (十二ヶ村)

芥川村 富田村 赤大路村 宮田村 西五百住村 東五百住村
 津の江村 芝生村 唐崎村 三島江村 柱本村 西面村

第十大區 (豊島郡・三小區・八十五ヶ村)

一小區 (三十二ヶ村)

上止々呂美村 下止々呂美村 伏尾村 東山村 吉田村 木部村
 中河原村 古江村 才田村 尊鉢村 池田村 東畑村
 西畑村 澁谷村 新稻村 西小路村 平尾村 如意谷村
 東坊島村 西坊島村 白の島村 石丸村 外院村 瀬川村
 半町村 今宮村 西宿村 芝村 東稻村 西稻村
 牧落村 櫻村

二 小 區 (三十四ヶ村)

神田村 井口堂村 西市場村 東市場村 玉坂村 野村
 石橋村 宮の前村 中の島村 轟木村 今在家村 産所村
 野畑村 小路村 内田村 柴原村 南刀根山村 北刀根山村
 麻田村 勝部村 走井村 箕輪村 山の上村 新免村
 轟木村 長興寺村 櫻塚村 熊野田村 岡山村 曾根村
 福井村 服部村 原田村 利倉村

三 小 區 (十九ヶ村)

穗積村 上津島村 今在家村 島田村 島江村 洲到止村

菰江村 庄本村 野田村 牛立村 三屋村 小曾根村
 長島村 濱村 石蓮寺村 寺内村 北條村 垂水村
 榎坂村

第十一 大 區 (能勢郡・二小區・三十二ヶ村)

一 小 區 (二十ヶ村)

上杉村 平野村 稻地村 森上村 今西村 神山村
 長谷村 垂水村 山田村 山邊村 天王村 大里村
 宿野村 片山村 栗栖村 柏原村 平通村 下田村
 上田尻村 下田尻村

二 小 區 (十二ヶ村)

吉野村 山内村 倉垣村 野間村 木代村 川尻村
 地黄村 杉原村 吉川村 余野村 野間口村 切畑村

第九十四 號

郡中従前の番組並戸長を廢止し、更に左の通區戸長並河用掛を置候條、此旨管内無洩相違候事

但市街接近の郡村は當分従前の通

第二篇 大阪府制度の變遷

第一章

大阪府

第七節

明治十年九月十八日

大阪府知事 渡邊昇

一、區長 每一大區各一人を置く

等級は従一等至四等、月給金拾五圓

一、戸長 每一小區各三人を置く

等級は従一等至四等、月給金從八圓至拾圓

但一區合計金廿七圓より超過すべからず

一、書役 毎小區二人以上五人迄を置く

等級は従一等至四等、月給金從三圓至六圓

但一區合計金十五圓より超過すべからず

一、村用掛 各村一員又は二三員を置く

等級伍長の上席、月給一小區平均六十九圓

但該村地租百分の四分を以て充之

區戸長假職制取扱心得は従前の通、村用掛取扱權限左の通

第一條 該區戸長より傳達する所の事務を辨理し、一村内限り通常例規ある庶務を執行すること

第二條 該町村總代人及伍長と協議し、該村内の事務を辨理する事

但租稅取集め並民費課出の義は、假令通常例規あるものと雖、戸長の傳達を受ずして執行することを得ず、

若し一己の取計を爲す時は、其の失費を償辦するの責を負へし

天第四拾貳號

(明治十二年二月天第三十八號を以て、別に附)

區戸長假職法の儀は、向後總代人假職法(明治九年法律第三十號)に照準し取扱可致、此旨区内無洩和違候事

明治十一年三月八日

大阪府知事 渡邊昇

其の他の大阪府街接近町村には、當分従前の番組及び戸長を存置せしが、同年十一月六日地第百五十二號を以て廢し、更に左の番組及び戸長を置けり。

第五大區

一小區

一 番組 南平野町 北平野町 東高津村 戸長 四人

二 番組 天王寺村二番組合併 三番組合併 戸長 五人

但字天下茶屋・阿部野に限り用掛を置き、二番組戸長の指揮を受けしむ。

二小區

一 番組 新喜多新田 戸長 一人

二 番組 西玉造村 戸長 三人

三小區

一 番組 野田村 戸長 二人

第六大區

一小區

- 一番組 右衛門肝煎地 西高津村 戸長 二人
- 二番組 今宮村 戸長 二人
- 三番組 木津村 戸長 三人
- 四番組 難波村 戸長 四人
- 五番組 西側町 戸長 一人

材木置場は大阪市街接近を除きて郡中に組入れらる。

二小區

- 一番組 九條村 戸長 二人
- 二番組 三軒家村の内 舊船津町 戸長 二人

三小區

- 一番組 川崎村 戸長 二人
- 二番組 北野村 戸長 三人
- 三番組 曾根崎村 戸長 四人
- 四番組 上福島村 下福島村 安井諸所 戸長 四人

地第百五十二號

市中接近の郡村區戸長

詮議の筋有之、該區村組番並戸長を廢し、更に別紙之通組番戸長を置候條、此旨相達候事

但新任戸長拜命事務引渡相濟候迄、舊戸長に於て事務取扱可致候事

明治十年十一月六日

大阪府知事 渡邊昇

別紙 (公文並紙の通に付略す)

第八節 四區七郡を制置し郡區役所を設けらる

地方制度の改善は從來着々其の歩を進め、地區及び分畫の改廢は幾たびか行はれ、舊慣故習の弊あるものは漸次に洗滌せられしが、時運や熟しけん、政府は明治十一年七月二十二日第十七號布告を以て郡區町村編成法を發布し、地方を畫して府縣の下を郡區町村とし、郡に郡長・區に區長・町村に戸長を置き、同年九月七日内務省乙第五十六號達を以て郡區の事務所を郡役所・區役所と稱せしめらる。依て本府は翌明治十二年二月十日天第二十二號を以て、從來の大小區を廢して四區七郡を制置し、同時に舊五大區二小區中大阪城郭周圍市街接續の陸軍省所轄地(鳴野村辨天島を除く)、並に内務省・文部省所轄地及び當府師範學校敷地を東區に、舊第三大區十一小區一圓及び舊第四大區六小區天保町を西成郡に編入し、且天第二十三號を以て郡區役所の位置を定め、同年三月一日より郡區役所を開廳して事務を取扱ふべき旨を達せり。是に於て郡區行政區畫の大綱定まり、郡區の沿革に一紀元を畫せり。

舊 大 區	新 置 郡 區	郡 區 役 所 の 位 置
第一大區	東 區	備後町二丁目二十九番地 (舊大會所)
第二大區	南 區	南炭屋町二十五・二十六番地 (舊大會所)
第三大區	西 區	阿波堀通五丁目二十番地 (舊大會所)
第四大區	北 區	樽屋町二十一番地 (舊大會所)
第五大區	東 成 郡	天王寺秋の坊
第六大區	西 成 郡	上福島村三百四十番地
第七大區	住 吉 郡	安立町 (舊會議所)
第八大區	島 下 郡	茨木村 (梅林寺)
第九大區	島 上 郡	高槻村 (舊城内にある舊會議所)
第十大區	豐 島 郡	池田村 (舊會議所)
第十一大區	能 勢 郡	地黃村九百三番地 (舊會議所)

明治十一年七月二十二日太政官第十七號布告

郡區町村編制法左の通被定候條、此旨布告候事

郡區町村編成法

- 第一條 地方を畫して府縣の下郡區町村とす
- 第二條 郡町村の區域名稱は總て舊に依る
- 第三條 郡の區域廣濶に過ぎ施政に不便なる者は、一郡を畫して數郡となす 東南西北上下
- 第四條 三府五港其の他人民輻輳の地は別に一區となし、其廣濶なる者は區分して數區となす 區劃と云ふ如し
- 第五條 毎郡に郡長各一員を置き、每區に區長各一員を置く、郡の狹少なるものは數郡に一員を置くことを得
- 第六條 毎町村に戸長各一員を置く、又數町村に一員を置くことを得
但區内の町村は區長を以て戸長の事務を兼ねることを得

明治十三年四月八日太政官第十四號布告

- 明治十一年七月十七號布告郡區町村編成法左の通追加候條、此旨布告候事
- 第七條 此の編成法を施行し難き島嶼は其制を異にするを得
- 第八條 地方の便益若くは人民の請願に由り止むを得ざる理由あるものは、郡區町村の區域名稱を變更することを得
- 第九條 第三條第四條第七條第八條の施行を要するときは府縣知事縣令より内務卿に具狀し政府の裁可を受くへし
但町村區域名稱の變更は内務卿の認可を受くへし

明治十一年七月二十二日遼 府縣へ

今度第十七號第十八號第十九號を以て郡區町村編成・府縣會規則・地方稅規則布告候に就ては、施行の順序左の通相心得へし、此旨相達候事

第二篇 大阪府制度の變遷

第一章 大阪府 第八節

- 一、従前地方區畫區々に有之不都合不少候處、今度郡町村の制一途に被定候に就ては各地方速に改正すべしと雖、其組替一時に難行届事情の向は實地都合に應し漸次引直し、民間の混雜を成さる様注意を加ふべし、又従前大小區の外組合町村の仕法致來り候分、或は従前郡區の積金、又は共有財産の其の性質地方一般の事に當つべきものにあらざる分等は、元來行政區畫の事に關せざるものに付、其人民の便宜に任すべし
- 二、郡町村の區域は總て舊に依ると雖、郡の境界錯雜し、又は地形不便なる者は組替へ、及び町村の飛地を組替ふる等不得止分は地方長官より内務卿に具狀し、其の許可を受けて施行することを得べし、其の大郡を畫して數郡とし、及市街の區制を定むるは政府の裁定を仰ぐため、地方長官に於て取調へ内務卿に伺出べし
- 三、郡村制置の外、都府港市の地人民輻輳貿易繁昌の所は、郡村と其利益情態を異にするを以て一般の郡制と概行すべからず、故に郡に拘らず別に區となし、市政を以て治するを要すべしと雖、其の郡を變更して更に某區を置くにあらず、即ち某郡にして其中に某區あるなり、又某區某々の郡に跨りある等地理上に於ては總て舊に依らしむべし、又市井一圓を以て一區として統治すべきあり、或は其廣潤にして統治に難きを以て、分て數區となすある等各地の便に従ふべし、其分て數區とする者或は第一區第二區と稱し、或は某區其地を固有の名稱を用ゆるべしと稱する等其の便に従ふ、要するに制度に拘はり便宜を妨げざる様心得べし
- 四、三府及其他市街の區及各町村は、其の地方の便宜に従て町村會議又は區會議を開き、及び地方税の外人民叶議の費用は地價割・戸數割又は小間割・間口割・歩合金等其の他慣習の舊法を用ゆること勝手たるべし、但し町村會、區會の章程規則を制定する分は、内務卿に届出認可を受くべし
- 五、地方の事情に因り府縣會開設の緩急も可有之に就き、開否共地方長官の意見を以て内務卿に具申すべし
- 六、議員の員數郡區の大小に應し均一ならざるべきに就き、初度の撰擧に於ては地方官の見る所を以て各郡區の多寡を定め、更に議會の議に付し、其第二度撰擧郡區の員數より第三年よりは議會の議決する所の員數に従ふべし
- 七、地方税規則に依り改正するは、明治十一年度より施行するも、十二年度より施行するも、各府縣長官より内務卿に具申して便宜に従ふべし、但十二年度を越ゆるを得ず
- 八、地方税従前地所割・戸數割相半し、或は地所幾歩戸數幾歩に課する等各地方の慣習一様ならざる者、一切各地方の便宜に従はしむべし
- 九、營業税及雜種税は別段の布告に従て各定分あり、該年度費用の多寡を以て増減あることなるべし、故に地戸税の豫算は、其の營業税・雜種税の徴收額を除く外、其の他地價割・戸數割を以て賦課するは、其の年度の費用に従ひ増減あるべし
- 十、定りたる地方税費用の外、猶地方の要用に屬する項目あるときは、内務卿を経て陳請し、特に政府の裁定を仰ぐべし
- 十一、戸長は行政事務に従事すると、其の町村の理事者たるに二様の性質の者に付、其の費用の地方税を以て支辨すべしと、町村又は區限協議費を以て支辨すべしと、其の事務に就き區分すべし
- 十二、地方税を以て支辨すべき事件と、町村又は區限の協議費を以て支辨すべき事件との區分は、其の地方一般の利害に關すべきものに地方税支辨の部に屬し、其の町村限、區限又は數町村共同の利害に係るものは、其町村又は區内限協議費の支辨に屬すべし

明治十一年九月七日内務省乙第五十六號達 府縣へ

本年第十七號布告に依り取設候郡區の事務取扱所は、郡役所又は區役所と可稱、爲心得此旨相達候事

天第二十二號

第二篇 大阪府制度の變遷

第一章

大阪府

第八節

昨十一年第十七號公布に依り従前の大小區を廢し、更に四區七郡を制置し、區名稱左の通改正候條、此旨管内無洩相違候事

明治十二年二月十日

大阪府知事 渡邊 昇

左記 (本文の通りにつき省く)

天第二十三號

天第二十二號布達郡區編成に付、郡區役所左之通相定、來る三月一日より開聽事務取扱候條、此旨管内無洩相違候事

明治十二年二月十日

大阪府知事 渡邊 昇

左記 (本文の通りにつき省く)

かくて郡區は定まりぬ。然るに實施の結果、郡の區域狹少にして特に郡役所を存置するの要なきも
のあり。依て明治十四年一月六日甲第一號を以て、東成・住吉の兩郡を聯合し、郡役所を天王寺村に置
きて東成郡役所、島上・島下の兩郡を聯合し、郡役所を島下郡茨木村に置きて島上郡役所、豊島・能勢の
兩郡を聯合し、郡役所を池田村に置きて豊島郡役所と稱せしめしが、同二十九年三月法律第三十八號
を以て郡の廢置分合を爲し、同年四月一日より施行せらるゝに及び、其の改正郡名を以て郡役所名に
冠して、其の東成郡役所は東成郡役所、島上郡役所は三島郡役所、能勢郡役所は豊能郡役所と改稱せら
る。郡區の編成に伴ひて郡に郡長・區に區長・郡區長の下に郡區書記を置き、官選にして地方稅支辨
なりしも、明治十六年第七號公布に依り、郡區長給は同年七月以後國庫支辨となる。

明治十一年七月二十五日太政官第三十二號布達

府縣官職制 (抄録)

郡 長 八等相當一人

- 第一、郡長の俸給は地方稅より支出す、一月八拾圓以下各地方の便宜に従ひ府知事縣令之を定む
- 第二、郡長は該府縣本籍の人を以て之に任す
- 第三、郡長は事を府知事縣令に受け、法律命令を郡内に施行し、一郡の事を總理す
- 第四、郡長は法律命令又は規則に依て委任さるゝ條件、及び府知事縣令より特に分任を受くる條件に付、便宜處分して後府知事・縣令に報告す
- 第五、郡長の處分不當なりとするときは、府知事縣令より取消を命ぜらるゝことあるへし
- 第六、郡長は町村戸長を監督す

郡 書記 十等より十七等に至る、定員なし

郡書記の俸給は地方稅より支出す、一ヶ月貳拾圓以下府知事縣令の適宜に定むる所に従ふ、其の選任進退は郡長の具狀に依り府知事縣令の命する所たり

市街の地に置く所の區長並に書記は、總て郡長・郡書記に同じ

明治十六年二月二十一日第十號達

明治十一年七月第三十二號達府縣官職制中郡長の條項第一左の通改正候條此旨相違候事
郡 長 八等相當一人
但特別の證議を以て奏任となすを得

第一、郡長の俸給左の如し

一等給	八拾圓
二等給	七拾圓
三等給	六拾圓
四等給	五拾圓
五等給	四拾五圓
六等給	四拾圓
七等給	參拾五圓
八等給	參拾圓

明治十二年二月十二日大阪府天第二十四號達

(抄記)

郡區長管掌事務兼戶長職務概目之通被定候條、右郡區長管掌に係る願届届は、所轉郡區長の名宛を以て該郡區役所へ直に可差出、其他は従前の通當廳へ可差出、此旨管内へ無洩相達候事

但郡區役所開廳迄は、是迄の通拙者名宛を以て當廳へ可差出事

地方之事務郡區長に於て處分し、後知事へ報告するを得るもの左の件々とす

第一、徴收並に地方税徴收及び不納者處分の事

第二、徴兵取調之事

第三、身代限財産調之事

第四、逃亡死亡絶家の財産處分の事

第五、官有地の倒木枯木を賣却の事

第六、電信道路田畑水利に障礙ある官有樹木を伐採する事

第七、河岸地借地検査之事

第八、職遊獵願威銃願之事

第九、印紙紙質賣捌願之事

第十、小學校學資金之事

明治十二年三月十二日大阪府天第五十九號達

天第二十四號を以て郡區長管掌事務及布達置候處、別紙條目の通更に分任候條、右に關する願届等は來る十五日より其の主轄の郡區長名宛を以て可差出、此旨管内無洩相達候事

但外國人に關し、及警察に屬するもの分任條目中、雖も此限にあらず

郡區長へ委事

第一條 水火風震の災害に罹り目下窮迫の者、成規に因り一時救助の事

第二條 行旅病人及無籍流寓人并棄兒迷子倒死變死人處分の事

第三條 郵送者處分及原籍調往復の事

第四條 浦役人を監督する事

第五條 金穀物品寄附願の事

第二篇 大阪府制度の變遷

第一章

大阪府

第八節

第六條 社寺修繕願の事

但官幣社は此限に非ず

第七條 改宗改式改稱願の事

第八條 開扉開帳願法會届及府社以下祭典遷宮届の事

第九條 社寺建札及説教開場願の事

第十條 改葬及合葬願の事

第十一條 教習所設 及教導職勲章照會應答の事

第十二條 士族及祠官祠堂寺院住職改印届

第十三條 官省其他職務拜命届

第十四條 士族責屬換願

第十五條 社寺境内伐木願

但官幣社並式内國史現在の神社境内は此限に非ず

第十六條 社寺民有地の樹木伐採並境内下草刈取願

第十七條 士族の子弟養子願、養女も同斷

但嫡子嫡孫は此限に非ず

第十八條 士族隱居或は家督相續願

第十九條 士族平民籍へ編入願

第二十條 士族除族跡娶族願

第二十一條 士族平民隱居他家へ養子又は分家願

第二十二條 戸主並家族他家へ附籍願

第二十三條 家々を離縁する願を例規に依て處分する事

第二十四條 入夫願、但有子の寡婦に係るものは此限に非ず

第二十五條 戸籍重複除削及誤謬訂正願

第二十六條 脱漏の者入籍願

第二十七條 失踪人の跡相續願

第二十八條 失踪人の子を他人の養子となし、或は出稼せしむる等の願

第二十九條 失踪人の夫妻離縁を例規に依て處分する事

第三十條 失踪中の養子或は入夫等を離縁する願

第三十一條 弟を以て相續人とする願

第三十二條 茶店設置の爲め官有社寺地拜借願を例規に因り處分する事

但新規借地は此限に非ず

第三十三條 士民分家せし者^附復籍願

第三十四條 社寺民有地買入書入願

第三十五條 改姓名願を例規に依り處分する事

第卅六條 士族移住届

第卅七條 士族管内寓居管外寄留届

但金祿所有の者は例規に因り取扱ふへし

第卅八條 府社以下祭禮届

第卅九條 教導職拜命並昇給届

第四十條 住職兼務届

第四十一條 失踪及逃亡復歸届

第四十二條 出生并死亡送人其他戸籍異動月表

第四十三條 失踪中家族轉居届

第四十四條 士族戸主死亡届

第四十五條 夫死去跡妻縁附の事

第四十六條 諸營業願并鑑札下付の事

但左の簡條并尋常ならざる營業は此限に非ず

- 一、諸曾社商社設立
- 一、出版々權
- 一、鑛山
- 一、釐燈
- 一、賣藥
- 一、藥舖
- 一、代言人
- 一、産婆
- 一、溫泉並藥湯
- 一、醫業
- 一、造酒
- 一、屠牛
- 一、製氷蓄雪
- 一、諸興行并該
- 場開設或は新築
- 一、席民及藝娼妓
- 一、銃砲彈藥
- 一、新發明の品類
- 一、舶來模造品を製造し及販賣する事
- 一、諸商組合設立并申合規則等を定むる事
- 一、度量衡製造販賣の事
- 一、鍼灸

治 一、諸市場

第四十七條 五十石未満の船業願并檢閲札下付の事

第四十八條 諸車營業願并檢印鑑札下付の事

第四十九條 牛馬賣買願の事

第五十條 飼犬鑑札付與の事

第五十一條 諸印紙貼用簿検査の事

第五十二條 酒類卸小賣願の事

第五十三條 民有耕宅地變換願の節検査の事

第五十四條 清酒を除の外拾石未満の造酒検査の事

第五十五條 祠官祠掌及寺院住職并學校教員病氣除服旅行等取扱ふ事

但監事兼勤の教員は此限にあらず

第五十六條 諸裁判所より處刑宣告書を受附取扱ふ事

第五十七條 諸裁判所より通牒に因り懲役五年以上の處刑を受けし者、犯由牌を原籍地に掲示する事

第五十八條 水火防禦の人足を指揮する事

第五十九條 府社以下什物取締の事

第六十條 名所舊跡を保存する事

第六十一條 學區取締・學童監護人・學校世話掛等適任の者を選び之を具陳する事

- 第六十二條 公私學校及學區取締・學童監護人・學校世話等を監督する事
- 第六十三條 郡區長病氣或は出張等不在の時は書記をして代理せしむる事
- 第六十四條 書記戸長病氣除服を取扱ふ事
- 第六十五條 本管内に書記を派出する事
- 第六十六條 郡區役所不用品賣却の事
- 第六十七條 人民他管廳出願の節添翰の事

第九節 郡區町村の分畫

郡區編成法に依り四區七郡の制置に伴ひ、明治十二年二月二十一日天第三十七號を以て從來の小區制(大阪市街接近町村は番組制)を廢し、各郡區中の町村を分畫して、東區を九・南區を九・西區を十一・北區を六・東成郡を二十一・西成郡を四十四・住吉郡を十四・島下郡を三十一・島上郡を二十一・豊島郡を二十

二・能勢郡を十三、計二百一とせらる。其の職員等に異動あるもの左の如し。

一、戸長は各分畫町村に一人宛を置き、其の給料等級は區町村とも從來の通りにして變更なく、其の身分取扱は同月二十五日地第十三號を以て等外吏に準すべき旨を郡區役所に達せらる。而して從來其の選舉は總代人撰擧法に照準し來りしも、町村分畫の發布ありし翌日天第三十八號を以て別に戸長撰擧法を定め、戸長及び之が選舉人たることを得べき者は、滿二十歳以上の男子にして其の町村

に於て納税し、又は價格百圓以上の不動産を有する者に限るべしとせり。

明治十一年七月二十五日太政官第三十二號布達

府縣官職制(抄記)

戸長職務の概目

- 第一、布告布達を町村内に示す事
- 第二、地稅及租稅を取纏め上納する事
- 第三、戸籍の事
- 第四、徴兵下調の事
- 第五、地所建物船舶買入書入并賣買に奥書加印の事
- 第六、地券臺帳の事
- 第七、迷子拾見及行旅病人變死人 他事故あるときは警察署に報知の事
- 第八、天災又は非常の難に遇ひ目下窮迫の者を具狀する事
- 第九、孝子節婦其他篤行の者を具狀する事
- 第十、町村の幼童就學勸誘之事
- 第十一、町村内の人民の印影簿を整理する事
- 第十二、諸帳簿保存管守の事
- 第十三、官費府縣費に係る河港・道路・堤防・橋梁其他修繕保存すべき物に就き利害を具狀する事

右の外府知事・縣令又は郡區長より命令する所の事務は、規則又は命令に依り従事すべき事、其他町村限り道路・橋梁・用懸水

の修繕掃除等、凡そ協議費を以て支辨する事件を幹理するは此に掲ぐる所の限にあらず

一、用掛は従前の通り。

一、書役も従前の通り、但し筆生と改めらる。

一、總代人も亦従前の通りなりしが、分畫町村の設けられしに従ひ、明治十二年三月天第六十九號を以て、明治九年十一月第三百十號總代人撰舉規則中に改正を加へ、各條中に小區とあるを分畫町村とし、第四條・第五條中に該區會議所とあるを戸長役場とし、第五條中の區戸長とあるを戸長とし、票數共の下に「郡區役所を經由し」の八字を加へたり。

一、伍人組も亦従前の通りなりしが、明治十二年三月十日地第二十八號を以て郡役所にて命ずることに改め、翌十三年六月七日天第七十九號を以て、更に伍長は之を廢するも伍長什長を置くも町村の適宜に任せしめらる。依て此の深き歴史を有する伍人組の制度は、爾後漸次廢絶せり。

一、小區會議所は小區制の廢止に伴ひて自然消滅し、新に戸長役場と稱せらる。

東 區 (九分畫、一百五十二ヶ町)

第一分畫 (二十三ヶ町)

- 廣小路町 上本町一丁目 龍造寺町 十二軒町 粉川町
- 神崎町 内久寶寺町二丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目

- 住吉町 和泉町一丁目 同二丁目 南農人町一丁目 同二丁目

- 材木町 農人橋二丁目 同二丁目 農人橋詰町 兩替町一丁目

- 同二丁目 谷町四丁目 同五丁目

第二分畫 (二十四ヶ町)

- 常盤町一丁目 同二丁目 鍵屋町一丁目 同二丁目 内本町一丁目

- 同二丁目 内本町橋詰町 徳井町一丁目 同二丁目 南新町一丁目

- 同二丁目 北新町一丁目 同二丁目 糸屋町一丁目 同二丁目

- 大手通二丁目 同二丁目 内淡路町二丁目 同二丁目 内平野町二丁目

- 同二丁目 豊後町 谷町二丁目 同三丁目

第三分畫 (十三ヶ町)

- 船越町一丁目 同二丁目 釣鐘町一丁目 同二丁目 島町一丁目

- 同二丁目 石町一丁目 同二丁目 京橋一丁目 同二丁目

- 同三丁目 谷町筋一丁目 高麗橋詰町

第四分畫 (十二ヶ町)

- 北濱一丁目 同二丁目 今橋一丁目 同二丁目 高麗橋二丁目

同 二丁目 伏見町一丁目 同 二丁目 道修町一丁目 同 二丁目
平野町一丁目 同 二丁目

第五分畫 (十二ヶ町)

淡路町一丁目 同 二丁目 瓦町一丁目 同 二丁目 備後町一丁目
同 二丁目 安土町一丁目 同 二丁目 本町一丁目 同 二丁目
南本町一丁目 同 二丁目

第六分畫 (十二ヶ町)

唐物町一丁目 同 二丁目 北久太郎町一丁目 同 二丁目 南久太郎町一丁目
同 二丁目 北久寶寺町一丁目 同 二丁目 南久寶寺町一丁目 同 二丁目
博勞町一丁目 同 二丁目

第七分畫 (十七ヶ町)

唐物町三丁目 同 四丁目 北久太郎町三丁目 同 四丁目 南久太郎町三丁目
同 四丁目 北久寶寺町三丁目 同 四丁目 南久寶寺町三丁目 同 四丁目
博勞町三丁目 同 四丁目 南渡邊町 上難波北の町 同 南の町
横堀五丁目 同 六丁目

第八分畫 (十八ヶ町)

淡路町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 瓦町三丁目 同 四丁目
同 五丁目 備後町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 安土町三丁目
同 四丁目 本町三丁目 同 四丁目 南本町三丁目 同 四丁目
北渡邊町 横堀三丁目 同 四丁目

第九分畫 (二十一ヶ町)

北濱三丁目 同 四丁目 同 五丁目 大川町 今橋三丁目
同 四丁目 同 五丁目 高麗橋三丁目 同 四丁目 同 五丁目
伏見町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 道修町三丁目 同 四丁目
同 五丁目 平野町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 横堀一丁目
同 二丁目

南 區 (九分畫、九十三ヶ町)

第一分畫 (十二ヶ町)

上本町筋三丁目 同 三丁目 内安堂寺町通二丁目 同 二丁目 同 三丁目
北桃谷町 南桃谷町 東新瓦屋町 西新瓦屋町 谷町筋六丁目

空堀町 松屋町

第二分畫 (七ヶ町)

谷町筋七丁目 田島町 瓦屋町一番町 同二番町 同三番町

同四番町 同五番町

第三分畫 (十一ヶ町)

順慶町通二丁目 安堂寺橋通二丁目 鹽町通一丁目 末吉橋通一丁目 鯉谷東の町

大寶寺町東の町 鍛冶屋町 南綿屋町 問屋町 竹屋町

大和町

第四分畫 (十三ヶ町)

順慶町通二丁目 同三丁目 同四丁目 安堂寺橋通二丁目 同三丁目

同四丁目 鹽町通二丁目 同三丁目 同四丁目 末吉橋通二丁目

同三丁目 同四丁目 横堀筋七丁目

第五分畫 (十ヶ町)

東清水町 大寶寺町中の町 鯉谷中の町 長堀橋筋一丁目 同二丁目

宗右衛門町 壘屋町 玉屋町 千年町 笠屋町

第六分畫 (十一ヶ町)

鯉谷西の町 大寶寺町西の町 西清水町 周防町 八幡町

三津寺町 久左衛門町 心齋橋筋二丁目 同二丁目 北炭屋町

南炭屋町

第七分畫 (九ヶ町)

二つ井戸町 高津町一番町 同二番町 同三番町 同四番町

同五番町 同六番町 同七番町 御藏跡町

第八分畫 (十ヶ町)

高津町八番町 同九番町 同十番町 日本橋筋二丁目 同二丁目

同三丁目 同四丁目 同五丁目 東櫓町 東阪町

第九分畫 (十ヶ町)

西櫓町 西阪町 九郎右衛門町 難波新地一番町 同二番町

同三番町 同四番町 同五番町 同六番町 湊町

西區 (十一分畫、一百七十五ヶ町)

第一分畫 (十五ヶ町)

土佐堀通一丁目 同 二丁目 土佐堀裏町 江戸堀上通二丁目 同 二丁目
 江戸堀北通二丁目 同 二丁目 江戸堀南通二丁目 同 二丁目 江戸堀下通二丁目
 同 二丁目 京町堀上通二丁目 同 二丁目 京町堀通一丁目 同 二丁目

第二分畫 (十八ヶ町)

土佐堀通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 江戸堀北通三丁目 同 四丁目
 同 五丁目 江戸堀南通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 江戸堀下通三丁目
 同 四丁目 同 五丁目 京町堀上通三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 京町堀通三丁目 同 四丁目 同 五丁目

第三分畫 (十七ヶ町)

靱北通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 靱上通一丁目
 同 二丁目 同 三丁目 靱中通一丁目 同 二丁目 同 三丁目
 靱下通一丁目 同 二丁目 靱南通一丁目 同 二丁目 同 三丁目
 同 四丁目 同 五丁目

第四分畫 (十六ヶ町)

阿波堀通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 阿波堀裏町 阿波座上通一丁目

同 二丁目 同 三丁目 阿波座中通一丁目 同 二丁目 阿波座下通一丁目
 同 二丁目 阿波座一番町 同 二番町 立賣堀北通一丁目 同 二丁目
 同 三丁目

第五分畫 (十六ヶ町)

江の子島上の町 同 東の町 同 西の町 阿波堀通四丁目 同 五丁目
 阿波座三番町 同 四番町 薩摩堀東の町 同 西の町 同 北の町
 同 南の町 薩摩堀裏町 立賣堀北通四丁目 同 五丁目 同 六丁目
 立賣堀裏町

第六分畫 (二十四ヶ町)

立賣堀南通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 同 六丁目 新町北通一丁目 同 二丁目 新町通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 新町南通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 裏新町 西長堀北通一丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目

第七分畫 (二十五ヶ町)

西長堀南通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 北堀江上通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 北堀江下通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 同 六丁目 北堀江通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 同 六丁目
 北堀江裏通二丁目 同 二丁目 北堀江一番町 同 二番町 同 三番町

第八分畫 (十八ヶ町)

南堀江通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 南堀江上通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 四丁目 南堀江下通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 西道頓堀通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目
 幸町通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目

第九分畫 (十一ヶ町)

南堀江通五丁目 同 六丁目 南堀江上通五丁目 南堀江下通四丁目 南堀江一番町
 同 二番町 同 三番町 西道頓堀通五丁目 同 六丁目 幸町通四丁目
 同 五丁目

第十分畫 (八ヶ町)

松島町一丁目 同 二丁目 仲の町一丁目 同 二丁目 高砂町一丁目
 同 二丁目 十返町 花園町

第十一分畫 (七ヶ町)

本田一番町 同 二番町 同 三番町 本町通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 梅本町

北區 (六分畫・九十四ヶ町)

第一分畫 (二十七ヶ町)

相生町 網島町 野田町 川崎町 白屋町
 今井町 新川崎町 朝日町 龍田町 瀧川町
 松ヶ枝町 天満橋筋二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目
 空心町一丁目 同 二丁目 金屋町一丁目 同 二丁目 岩井町一丁目
 同 二丁目 壺屋町一丁目 同 二丁目 信保町一丁目 同 二丁目
 河内町一丁目 同 二丁目

第二分畫 (二十ヶ町)

此花町一丁目 同 二丁目 天神橋筋一丁目 同 二丁目 同 三丁目

同四丁目 地下町 大工町 市の町 末廣町
 紅梅町 天神筋町 菅原町 鳴尾町 樽屋町
 南森町 旅籠町 綿屋町 北森町 東堀川町

第三分畫 (十二ヶ町)

老松町一丁目 同二丁目 同三丁目 源藏町 西堀川町
 伊勢町 富田町 木幡町 若松町 樋の上町
 眞砂町 絹笠町

第四分畫 (十四ヶ町)

曾根崎新地二丁目 同二丁目 同三丁目 堂島濱通二丁目 同二丁目
 同三丁目 同四丁目 堂島裏一丁目 同二丁目 同三丁目
 堂島船大工町 堂島中一丁目 同二丁目 堂島北町

第五分畫 (十一ヶ町)

中の島一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目
 同六丁目 同七丁目 常安町 宗是町 玉江町一丁目
 同二丁目

第六分畫 (十ヶ町)

安治川通上二丁目 同二丁目 安治川通北一丁目 同二丁目 同三丁目
 安治川通南二丁目 同二丁目 同三丁目 富島町 古川町
 東成郡 (二十一分畫・六十二ヶ町村)

第一分畫 (三ヶ町村)

南平野町 北平野町 東高津村

第二分畫 (二ヶ村)

天王寺村 阿部野村

第三分畫 (五ヶ村)

國分村 林寺村 林寺新家村 舍利寺村 田島村

第四分畫 (二ヶ村)

西玉造村 森村

第五分畫 (六ヶ村)

中道村 玉造村 小橋村 木野村 岡村 古屋敷地

第六分畫 (一ヶ村)

猪飼野村

第七分畫 (四ヶ村)

中川村 腹見村 大友村 片江村

第八分畫 (二ヶ村)

大今里村 深江村

第九分畫 (四ヶ村)

東今里村 西今里村 本庄村 中濱村

第十分畫 (五ヶ村)

永田村 左専道村 天王田村 新喜多新田 布屋新田

第十一分畫 (二ヶ村)

鴨野村

第十二分畫 (二ヶ村)

放出村

第十三分畫 (二ヶ村)

野田村 木屋新田

第十四分畫 (五ヶ村)

澤上江村 中野村 毛馬村 善源寺村 友淵村

第十五分畫 (二ヶ村)

赤川村 荒生村

第十六分畫 (四ヶ村)

中村 江野村 南島村 森小路村

第十七分畫 (二ヶ村)

千林村 今市村

第十八分畫 (五ヶ村)

馬場村 般若寺村 別所村 貝脇村 上の辻村

第十九分畫 (一ヶ村)

下の辻村

第二十分畫 (二ヶ村)

今福村 蒲生村

第二十一分畫 (三ヶ村)

關目村 野江村 内代村

西成郡 (四十四分畫・一百三十六ヶ町村)

第一分畫 (二ヶ村)

吉右衛門肝煎地 西高津村

第二分畫 (二ヶ村)

今宮村

第三分畫 (二ヶ村)

木津村

第四分畫 (三ヶ町村)

西側、町 材木置場 津守新田

第五分畫 (二ヶ村)

難波村

第六分畫 (二ヶ村)

勝間村

第七分畫 (二ヶ村)

今在家村 中在家村

第八分畫 (九ヶ村)

島屋新田 四貫島村 恩貴島新田 南新田 春日出新田 秀野新田

本西島新田 常吉新田 六軒屋新田

第九分畫 (二ヶ村)

西野新田 九條村

第十分畫 (四ヶ村)

市岡新田 池山新田 木屋新田 湊屋新田

第十一分畫 (七ヶ村)

石田新田 南福崎新田 北福崎新田 田中新田 八幡屋新田 池田新田

天保町

第十二分畫 (四ヶ村)

岩崎新田 前田屋新田 三軒家村 三軒家町

第十三分畫 (七ヶ村)

今木新田 難波島地子 千島新田 中口新田 炭屋新田 上田新田

平尾新田

第十四分畫 (六ヶ村)

北恩加島新田 南恩加島新田 泉尾新田 小林新田 岡田新田 千歳新田

第十五分畫 (二ヶ村)

下福島村 安井請所

第十六分畫 (一ヶ村)

上福島村

第十七分畫 (二ヶ村)

曾根崎村

第十八分畫 (二ヶ村)

北野村

第十九分畫 (三ヶ村)

國分寺村 南長柄村 北長柄村

第二十分畫 (二ヶ村)

本庄村 南濱村

第二十一分畫 (一ヶ村)

川崎村

第二十二分畫 (三ヶ村)

光立寺村 下三番村 小島新田村

第二十三分畫 (三ヶ村)

小島古堤新田 成小路村 塚本村

第二十四分畫 (二ヶ村)

大仁村 浦江村

第二十五分畫 (一ヶ村)

海老江村

第二十六分畫 (一ヶ村)

野田村

第二十七分畫 (四ヶ村)

南方村 濱村 川口村 薬師堂村

第二十八分畫 (三ヶ村)

南方新家村 柴島村 淡路村

第二十九分畫 (五ヶ村)

木寺村 川口新家村 小島村 今里村 堀村

第三十分畫 (二ヶ村)

西村 山口村

第三十一分畫 (三ヶ村)

南宮原村 北宮原村 宮原新家村

第三十二分畫 (二ヶ村)

十八條村 蒲田村

第三十三分畫 (三ヶ村)

三番村 天王寺庄 新家村

第三十四分畫 (四ヶ村)

橋寺村 南大道村 北大道村 西大道村

第三十五分畫 (三ヶ村)

江口村 新庄村 小松村

第三十六分畫 (四ヶ村)

野中村 新在家村 堀上村 三津屋村

第三十七分畫 (三ヶ村)

野里村 御幣島村 加島村

第三十八分畫 (二ヶ村)

稗島村

第三十九分畫 (四ヶ村)

南傳法村 北傳法村 福村 申村

第四十分畫 (五ヶ村)

大野村 助太夫開 南西島新田 北西島新田 百島新田

第四十一分畫 (二ヶ村)

大和田村

第四十二分畫 (六ヶ村)

中島新田 出來島新田 西島新田 西洲新田 矢倉新田 布屋新田

第四十三分畫 (二ヶ村)

佃 村 蒲島新田

第四十四分畫 (十ヶ町)

洲先町 榮町 霧島町 入江町 千里町 野上町

藻荇町 菜摘町 穂波町 七瀬町

住吉郡 (十四分畫・五十四ヶ町村)

第一分畫 (七ヶ町)

平野々堂町 平野流町 平野馬場町 平野市町 平野泥堂町 平野西脇町

平野背戸口町

第二分畫 (二ヶ村)

喜連村

第三分畫 (三ヶ村)

湯谷島村 砂子村 中野村

第四分畫 (二ヶ村)

應合村 富田新田

第五分畫 (三ヶ村)

猿山新田 松原新田 南田邊村

第六分畫 (二ヶ村)

北田邊村 桑津村

第七分畫 (三ヶ村)

今在家村 新在家村 今林村

第八分畫 (二ヶ村)

寺岡村

第九分畫 (四ヶ村)

堀 村 前堀村 苅田村 庭井村

第十分畫 (三ヶ村)

我孫子村 杉本村 山内村

第十一分畫 (二ヶ村)

住吉村

第十二分畫 (十三ヶ町村)

殿辻村 千体村 鳥居村 青蓮寺村 坂の井村 南濱口村

第二篇

大阪府制度の變遷

第一章

大阪府

第九節

七八七

安立町 濱口村 新町村 安立町新田 島 村 七道 節
大領村

第十三分畫 (二ヶ村)

遠里小野村 澤の口村

第十四分畫 (九ヶ村)

加賀屋新田 柴谷新田 村上新田 北島新田 庄左衛門新田 川上新田
嬰木新田 駒井新田 櫻井新田

島下郡 (三十一分畫・一百一ヶ村)

第一分畫 (五ヶ村)

清坂村 長谷村 錢原村 上音羽村 下音羽村

第二分畫 (三ヶ村)

忍頂寺村 千提寺村 泉原村

第三分畫 (五ヶ村)

車作村 大門寺村 生保村 安元村 大岩村

第四分畫 (二ヶ村)

佐保村

第五分畫 (三ヶ村)

中河原村 耳原村 福井村

第六分畫 (二ヶ村)

粟生村

第七分畫 (三ヶ村)

安威村 十日市村 桑原村

第八分畫 (二ヶ村)

宿久庄村 清水村

第九分畫 (二ヶ村)

道祖本村 小野原村

第十分畫 (二ヶ村)

高山村

第十一分畫 (五ヶ村)

郡 村 郡山村 五日市村 畑田村 上野村

第十二分畫 (五ヶ村)

田中村 上中條村 下中條村 宇の邊村 奈良村

第十三分畫 (四ヶ村)

上穗積村 中穗積村 下穗積村 倍賀村

第十四分畫 (二ヶ村)

太田村 西川原村

第十五分畫 (八ヶ村)

橋の内村 牟禮村 庄 村 中 村 戸伏村 鮎川村

總持寺村 中城村

第十六分畫 (一ヶ村)

茨木村

第十七分畫 (五ヶ村)

馬場村 二階堂村 十一村 目垣村 平田村

第十八分畫 (二ヶ村)

野々宮村 島 村

第十九分畫 (三ヶ村)

眞砂村 内瀬村 水尾村

第二十分畫 (四ヶ村)

澤良宜東村 澤良宜西村 澤良宜濱村 鶴野村

第二十一分畫 (五ヶ村)

藏垣内村 丑寅村 乙辻村 太中村 小坪井村

第二十二分畫 (三ヶ村)

烏飼上村 烏飼中村 烏飼八町村

第二十三分畫 (五ヶ村)

烏飼上村 烏飼野々村 烏飼西村 烏飼八坊村 新在家村

第二十四分畫 (二ヶ村)

別府村 一津屋村

第二十五分畫 (六ヶ村)

坪井村 庄屋村 正音寺村 味舌村 味舌上村 味舌下村

第二十六分畫 (五ヶ村)

小路村 吉志部村 南 村 東 村 七つ尾村

第二十七分畫 (二ヶ村)

山田下村 山田小川村

第二十八分畫 (三ヶ村)

山田別所村 山田上村 山田中村

第二十九分畫 (二ヶ村)

上新田村 下新田村

第三十分畫 (二ヶ村)

佐井寺村 片山村

第三十一分畫 (二ヶ村)

吹田村

島上郡 (二十一分畫・五十九ヶ町村)

第一分畫 (四ヶ村)

^{冠の内}冠村 同 土橋村 下田邊村 庄所村

第二分畫 (五ヶ村)

東天川村 西天川村 ^{冠の内}野中村 同 中小路村 同 辻子村

第三分畫 (三ヶ町村)

大塚村 大塚町 番田村

第四分畫 (二ヶ村)

上田部村

第五分畫 (二ヶ村)

高槻村

第六分畫 (三ヶ村)

尺代村 大澤村 川久保村

第七分畫 (三ヶ村)

山崎村 東大寺村 廣瀬村

第八分畫 (三ヶ村)

櫻井村 高濱村 神内村

第九分畫 (四ヶ村)

梶原村 上牧村 井尻村 萩庄村

第十分畫 (二ヶ村)

下村 安満村

第十一分畫 (三ヶ村)

野田村 前島村 鵜殿村

第十二分畫 (三ヶ村)

成合村 別所村 古曾部村

第十三分畫 (四ヶ村)

塚原村 氷室村 土室村 宿名村

第十四分畫 (五ヶ村)

眞上村 郡家村 岡本村 奈佐原村 靈仙寺村

第十五分畫 (二ヶ村)

服部村 萩谷村

第十六分畫 (二ヶ村)

原村

第十七分畫 (二ヶ村)

芥川村

第十八分畫 (二ヶ村)

富田村

第十九分畫 (五ヶ村)

赤大路村 宮田村 東五百住村 西五百住村 津の江村

第二十分畫 (二ヶ村)

唐崎村 芝生村

第二十一分畫 (三ヶ村)

三島江村 柱本村 西面村

豊島郡 (二十二分畫・八十五ヶ村)

第一分畫 (二ヶ村)

上止々呂美村 下止々呂美村

第二分畫 (六ヶ村)

伏尾村 東山村 吉田村 木部村 中河原村 古江村

第三分畫 (一ヶ村)

池田村

第四分畫 (五ヶ村)

才田村 尊鉢村 東畑村 西畑村 澁谷村

第五分畫 (三ヶ村)

新稻村 西小路村 平尾村

第六分畫 (六ヶ村)

如意谷村 白の島村 石丸村 外院村 東坊島村 西坊島村

第七分畫 (四ヶ村)

半町村 瀬川村 牧落村 櫻村

第八分畫 (五ヶ村)

今宮村 西宿村 芝村 東稻村 西稻村

第九分畫 (二ヶ村)

神田村

第十分畫 (十一ヶ村)

井口堂村 東市場村 西市場村 玉坂村 野村 石橋村

中の島村 産所村 今在家村 轟木村 宮の前村

第十一分畫 (二ヶ村)

麻田村 箕輪村

第十二分畫 (三ヶ村)

山の上村 新免村 轟木村

第十三分畫 (六ヶ村)

野畑村 内田村 小路村 柴原村 南刀根山村 北刀根山村

第十四分畫 (二ヶ村)

熊野田村

第十五分畫 (二ヶ村)

櫻塚村

第十六分畫 (六ヶ村)

長興寺村 岡山村 福井村 服部村 曾根村 利倉村

第十七分畫 (三ヶ村)

勝部村 走井村 原田村

第十八分畫 (六ヶ村)

野田村 菰江村 洲到止村 島江村 牛立村 三屋村

第十九分畫 (二ヶ村)

穂積村

第二十分畫 (四ヶ村)

島田村 今在家村 上津島村 庄本村

第二十一分畫 (六ヶ村)

寺内村 石蓮寺村 北條村 濱村 長島村 小曾根村

第二十二分畫 (二ヶ村)

板坂村 垂水村

能勢郡 (十三分畫・三十二ヶ村)

第一分畫 (五ヶ村)

上杉村 森上村 平野村 稻地村 今西村

第二分畫 (四ヶ村)

山田村 長谷村 神山村 垂水村

第三分畫 (二ヶ村)

山邊村 天王村

第四分畫 (二ヶ村)

大里村 宿野村

第五分畫 (五ヶ村)

片山村 平通村 栗栖村 下田村 柏原村

第六分畫 (三ヶ村)

倉垣村 吉野村 山内村

第七分畫 (二ヶ村)

地黄村 杉原村

第八分畫 (二ヶ村)

上田尻村 下田尻村

第九分畫

野間村の内 山 同 出 野

第十分畫

野間村の内 同
稲 地 大 原

第十一分畫 (三ヶ村)

野間口村 余野村 切畑村

第十二分畫 (二ヶ村)

川尻村 木代村

第十三分畫 (二ヶ村)

吉川村

此の改正に依り、同年二月十日西成郡に編入したる舊第三大區十一小區の十ヶ町は同郡第四十四分畫に、同第四大區六小區の附屬地たる天保町は同郡第十一分畫に、舊第五大區二小區より東區に編入せし大阪城周圍の地は、同年五月二十七日法圓阪町・馬場町・大手前の町・京橋前の町・杉山町と名づけ、其の法圓阪町を第一分畫に、馬場町・大手前の町を第二分畫に、京橋前の町・杉山町を第三分畫に加へらる。且同年四月七日島上郡梶原村外三ヶ村分畫中の上牧村は櫻井外二ヶ村分畫中に、同年六月九日島飼下村外四ヶ村分畫中の新在家村は別府村外一ヶ村分畫中に、同年七月一日住吉郡我孫子村外二ヶ村分畫中の山の内村は遠里小野外村一ヶ村分畫中に組替へられたり。

天第三十七號

今般郡區編制に付、各郡區中別紙之通町村を分畫し、各戸長一名を置候條、此旨管内無洩相違候事

明治十二年二月二十一日

大阪府知事 渡 邊 昇

別紙 (本文の道に付屬す)

明治十二年二月二十二日天第三十八號達

郡區戸長撰舉法左の通相定候條、爲心得此旨管内無洩相違候事

一、戸長たるを得へき者、及之が撰舉人たるを得へき者は、滿二十歳以上の男子にして、其町村に本籍住居を定め、其町村に於て租税を納むる者、又は價格百圓以上不動産所持の者に限るへし、但左の各款に觸るゝ者は戸長及撰舉人たることを得ず

第一款 懲役一年以上實決の刑に處せられたる者

第二款 身代限の處分を受け負債の辨償を終さる者

一、郡區長は撰舉會を開かんとするときは、會日を豫定し、投票用紙を各分畫町村へ付與すへき事

一、各分畫町村に於ては、郡區長より付與したる用紙に被撰舉人住所姓名を記し、惣代に於て取纏め、豫定の日右の投票を分畫町村毎二名以上出頭、郡區役所へ差出すへし

一、郡區長は各分畫町村より差出したる投票を差出人の面前に於て開封し、其多少を検し、最多數の者を當撰人とし、同數の者は以て之を定め、若し當選人其の撰を辭する歟、或は法に於て不適當、認むるときは、順次投票多數の者を取り、本人并撰舉人に示して府廳へ其旨具狀すへし

一、當撰人と雖も、府廳に於て其職に堪へざる者と見込むときは、改撰せしむることあるへし

- 一、選挙の際其事情に於て該町村の治否に關係するを認むるときは、官撰を以て特に命することあるへし
- 一、戸長奉職中と雖も、第二項の諸款に遭遇する歟、或は其町村外に移住する歟、或は事故ありて退職せしむるときは、前條の手續に依り更に代人を撰挙すへし
- 一、右條件の外、細目に至りては郡長の定むる所に従ふへし

天第六十九號

明治九年^{十一月}當府第三百十號達、町村總代人撰舉法並投票規則申左の廉に更正候條、此旨管内無洩相違候事

明治十二年三月二十六日

大阪府知事 渡邊 昇

一、各條中該區或は小區とあるを總て(分畫町村)に改む

一、第四條中該區會議所(戸長役場)に改む

一、第五條中該區會議所(戸長役場)、區戸長を(戸長に改め、票數共の下に(郡區役所を經由し)の八字を加ふ

明治十二年三月十日地第二十八號達 郡區長へ

戸長ハ撰票數許可のものより順次三名を抜き、票數記載具申すへし

但本月七日號外達に照準し、給料見込を登記すへし、伍長ハ其役所に於て申付へし

明治十二年三月十八日地第三十七號達

地第二十八號ハ以て伍長ハ郡區役所に於て申付へき旨相違置候處、戸長役場に於て申付候様可取計、此旨更に相違候事

明治十二年七月三十一日地第三十六號達 郡區役所へ

戸長ハ行政事務に従事すると、其の町村の理事者たるに二様の性質を備へ候に付、其の事務町村に屬する分は、其の町村協議費を以て支辨可致候、右は町村會議に付し議定可爲致、此旨相違候事

明治十三年六月七日天第九十九號達

各町村從來伍長を置候處、自今之を廢するも伍長什長を置くも、町村の便宜に任せ候條、此旨布達候事

第十節 府會及び區町村會の開設

此の時に當り地方制度は長足の發達を爲し、明治十一年七月二十二日第十八號布告を以て府縣會規則の發布あり、同時に第十九號布告を以て地方稅規則を定められければ、本府は翌十二年三月府會議員の選挙を了し、四月二十八日初めて通常府會を南區島之内三津寺の假議場に於て開會せり、是れ本府に於ける府會開會の嚆矢なり。越えて同年六月三日地第九十二號を以て、區會町村會規則を制定發布して開設の準備を爲さしめ、翌十三年四月八日第十八號布告を以て區町村會法發布せられしかば、是れよりまた區會町村會の開會を見るに至れり。今當時に於ける區町村會の如何なるものなるかを知らるに資せんが爲め、左に其の規則を掲記すべし。

第十八號

府縣會規則左の通發定候條、此旨布告候事

明治十一年七月二十二日

太政大臣 三條 實美

第十九號

(本文略)

従前府縣稅及び民費の名を以て徵收せる府縣費區費を改め、更に地方稅とし規則左之通被定候條、此旨布告候事

明治十一年七月二十二日

太政大臣 三條 實美

(本文略)

明治十二年六月三日地第九十二號達 郡區役所へ

區會町村會規則別紙之通制定候條、議會の準備可致、此旨相達候事

區會規則

第一章 總則

第一條 區會は左に掲ぐる各款を議定す

第一款 其區限の經費を以て支辨すべき事業を起廢し、或は之を伸縮する事

第二款 其區限の經費を豫算し、及び其賦課法を設くる事

第三款 其區共有財産の額を増減し、又は之を貸附け、又は之を増殖し、之を維持する方法を設くる事

第四款 其區内共同の名義を以て土地家屋金穀等を借入る事

第五款 戶數割規則に依り、府縣より其區に割附たる稅額を徵收する爲め、各戸出金の額を定むる事

第二條 區會は通常會と臨時會との二類に分つ、其定期に於てするを通常會となし、臨時に開くものを臨時會となす

第三條 臨時會は其特に會議を要する事件に限り、其他の事件は議するを得ず

第四條 通常・臨時會を論せず、會議の議案は區長より之を發す

第五條 凡そ區會の議決、區長より府廳に報告し、府廳の指揮を待て之を施行すべきものとす

第六條 通常會期中、議員の内其區内一般の利害に關する事件に付、府廳へ建議せんとするものあらば之を會議に付し、過半数の同意を得たるときは、其區又は其會議の名義を以て建議することを得

第七條 區會は府廳より其區内に施行すべき事件に付、意見を問ふことあるときは之を議す

第八條 區會は議事の細則を議定し、區長の認可を得て之を施行すべし

但區長之を稿定し、議會の決議を要するも妨なし

第二章 撰舉

第九條 區會の議員は左の員數を酌量し、適宜之を定む

一分畫町に付三人以下

第十條 議長及び副議長は議員中より公撰し、區長の認可を受くべし

第十一條 議長副議長及び議員は俸給なし、書記は議長之を撰ひ庶務を整理せしむ、其の俸給は會費の中より之を支給す

第十二條 區會の議員たるを得べき者は、滿二十五歳以上の男子にして其區内に本籍住居を定め、其區内に於て土地を有する者に限る、町村會議員も區會被撰舉を有す

但左の各款に掲ぐる者は議員たることを得ず

第一款 瘋癲白痴の者

第二款 懲役一年以上實決の刑に處せられたる者

第三款 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者

第四款 官吏・教導職及府會議員

第十三條 議員を撰擧するに得べき者は、滿二十歳以上の男子にして其區内に於て土地を有し、其區内に本籍住居を定むる者に限る

但前條の第一款第二款第三款に觸るゝ者は撰擧人たることを得ず

第十四條 議員を撰擧せんとするときは、區長は少くとも五日以前に撰擧會を開くべき旨を公告し、其區役所に於て投票を爲さしむ

但便宜に依り役所外に於て撰擧會を開くことを得

第十五條 投票は區長より付與したる用紙に、撰擧人自己の住所姓名及被撰擧人の住所姓名を記し、豫定の日之を區長に出す

但已むを得ざる事故あるときは、投票を代人に托し差出も差支なし

第十六條 投票は撰擧人の面前に於て區長を披閱し、最も多數の者を以て當撰人とし、同数の者は年長を取り、同年の者は關以之を定む

第十七條 投票披閱終つた後、區長は撰擧人名簿に就て投票の當否を査し、又被撰人名簿に就て當撰の當否を査す、若し法に於て不適當なる者あるか、或は當撰人自ら其撰を辭するときは、順次多數の投票を得たる者を取

第十八條 當撰人の當否を査定するの後、區長は其當撰人を役所に呼出し、當撰人は證書を出すべし

但當撰人 書を出したる後、區長は其姓名を區内に公告すべし

第十九條 議員の任期は四年とし、二年毎に全數の半を改撰す

但第一回二年期の改撰を爲すは、抽籤を以て其退任の人を定む

第二十條 議長副議長は議員の改撰毎に之を公撰すべし

第二十一條 前二條の場合に於ては、前任の者を再撰することを得

第二十二條 議員中第十四條に掲ぐる諸款の場合に遭遇する者あるか、其區内へ轉住するか、又は死去したるときは、順次多數の投票を得たる者を取、其病等已むを得ざる事故なくして開會の召集に應ぜざる者は退職者とし、順次多數の投票を得たる者を取

第三章 議 則

第二十三條 議員半數以上出席せざれば、當日の會議を開くを得ず

第二十四條 會議は多數に依て決す、可否同數なるときは議長の可否する所に依る

第二十五條 區長若くは其代理人は、會議に於て議案の旨趣を辨明するを得

但決議の數に入ることを得ず

第二十六條 會議は傍聴を許す

但區長の要めに依り、又は議長の意見を以て傍聴を禁するを得

第二十七條 議員は會議に當り充分討論の權を有す、然れども人身上に付て褒貶毀譽に涉ることを得ず

第二十八條 議場を整理するは議長の職掌と、若し規則に背き議之を制止して其命に従はざる者あるときは、議長は之を議場外に退去せしむることを得、其強暴に涉るものに警察官吏の處分を求むるを得

第四章 開閉

第二十九條 區會は毎年五月・十一月に於て之を開く、其開閉は區長より之を命じ、會期は十日以内とす

但區長は會議の衆議を取りて其日限を伸ることを得ると雖も、直に其事由を府廳に報告すへし

第三十條 通常會期の外會議に付すべき事件あるときは、區長は臨時會を開くを得

但區長は該會を要する事由を府廳に報告すへし

第三十一條 會議の論議法律規則を犯し、又は權限を越ゆることありと認むるときは、區長は其會議を中止せしめ、府廳に具狀して指揮を乞ふへし

第三十二條 會議中法律規則を犯し、又は權限を越ゆることありと認むるときは、本廳より閉會を命ずることあるへし

町村會規則

第一章 總則

第一條 町村會は左に掲ぐる各款を議定す

第一款 其の町村限の經費を以て支辨すべき事業を起廢し、或は之を伸縮する事

第二款 其の町村の經費を豫算し、及其の賦課法を設くる事

第三款 其の町村共有財産の額を増減し、又は之を貸附じ、又は之を増殖して維持する方法を設くる事

第四款 其町村共同の名義を以て、土地家屋敷等を借へる事

第五款 府廳より其町村に割附たる戸數割税を徵收する爲め、各戸出金の額を定むる事

第二條 町村會は通常會と臨時會との二類に分つ、其定期に於てするものを通常會となし、臨時に開くものを臨時會となす

す

第三條 臨時會は其時に會議を要する事件に限り、其の他の事件は議するを得ず

第四條 通常會・臨時會を論ぜず、會議の議案は戸長より之を發す

第五條 凡そ町村會の議決は戸長より郡區長に報告し、郡區長は之を府廳に報告し、府廳の指揮を待て之を施行すべきものとす

第六條 通常會期中、議員の内其の町村の利害に關する事件に付、府廳に建議せんとするものあらば之を會議に付し、過半数の同意を得たるときは、其町村又は其會議の名義を以て建議することを得

第七條 町村會は府廳又 郡長より其町村に施行すべき事件に付、意見を問ふことあるときは之を議す

第八條 町村會は議事の細則を議定して、戸長の認可を得て之を施行すへし

但戸長之を稿定し、議會に付するも妨なし

第二章 撰舉

第九條 町村會の議員は、其町村の大小により左の員數を酌量し、適宜之を定む

一町村に付十五人以下、但區は一分畫に付同上

第十條 議長副議長は議員中より公撰し、戸長の認可を受くへし

第十一條 議長副議長及議員は俸給なし、書記は議長之を撰み庶務を整理せしむ、其俸給は會費の中より之を支給す

第十二條 町村會の議員たるを得べき者は、滿二十五歳以上の男子にして、其町村内に本籍住居を定め、其町村内に於て土地を有する者に限る

但左の各款に掲ぐる者は、議員たることを得ず

第一款 癡癪白痴の者

第二款 懲役一年以上實決の刑に處せられたる者

第三款 身代限の處分を受け、負債の辨償を終へざる者

第四款 官吏・教導職及府會並區會議員

第十三條 議員を撰挙するを得べき者は、滿二十歳以上の男子にして、其町村に於て土地を所有し、其町村に本籍住居を定むる者に限る

但前條の第一款第二款第三款に觸るゝものは、撰挙人たることを得ず

第十四條 議員を撰挙せんとするときは、戸長は少くとも五日以前に撰挙會を開へべき旨を公告し、其町村役場に於て投票を爲さしむべし

但便宜に依り役場外に於て撰挙會を開くことを得

第十五條 投票は戸長に付與したる用紙に、撰挙人自己の住所姓名及被撰挙人の住所姓名を記し、豫定の日之に戸長に出すべし

但已むを得ざる事故あるときは、投票を代人に托し差出すも妨げなし

第十六條 投票は撰挙人の面前に於て戸長之を披閱し、最も多數の者を以て當撰人とし、同數の者は年長をとり、同年の者は闖を以て定む

第十七條 投票披閱終るの後、戸長は撰挙人名簿に就き投票の當否を査し、又被撰挙人名簿に就て當撰の當否を査し、若し

法に於て不適當なるものあるか、或は當撰人自ら其の撰を辭するときは、順次投票の多數を得たるものを取る

第十八條 當撰人の當否を査定するの後、戸長は其當撰人を役場に呼出し、當撰人渡し、當撰人は請書を出すべし

第十九條 議員の任期は四年とし、二年毎に全數の半を改撰す
但第一回二年期の改撰を爲すは、抽籤を以て其退任の人を定む

第二十條 議長副議長は議員の改撰毎に之を公撰すべし

第二十一條 前二條の場合に於ては、前任の者を再撰することを得

第二十二條 議員中第十四條に掲ぐる諸款の場合に遭遇する者あるか、其町村外へ轉住するか、又は死去したるときは、順次多數の投票を得たる者を取る、其疾病等止むを得ざる事故なくして開會の招集に應ぜざるものは、退職者として順次多數の投票を得たる者を取る

第三章 議則

第二十三條 議員半數以上出席せざれば、當日の會議を開くことを得ず

第二十四條 會議は多數に依て決すべし、可否同數なるときは議長の可否する所に依る

第二十五條 戸長若しくは其の代理人は、會議に於て議案の旨趣を説明することを得

第二十六條 會議 傍聴を許す

但戸長の要めに依り、又は議長の見解を以て傍聴を禁するを得

第二十七條 議員は會議に當り充分討論の權を有す、然れども人身上に付 褒貶毀譽に涉ることを得ず

第二十八條 議場を整理するは議長の職掌とす、若し規則に背き議長之を制止して其命に従はざる者あるときは、議長之を

議場外に退去せしむるを得、其強暴に渉るものは警察官吏の處分を求むるを得

第四章 開閉

第二十九條 町村會は毎年五月・十一月に於て之を開く、其開閉は戸長より之を命じ、會期は十日以内とす

但戸長は會議の衆議を取りて其日限を伸ぶることを得ると雖も、直に其事由を郡長に報告し、郡長は之を府廳に報告すべし

第三十條 通常會期の外、會議に付すべき事件ありて戸長より開會を要むるときは、臨時會を開くことを得

但戸長は該會を要する事由を直に郡長に報告し、郡長は之を府廳に報告すべし

第三十一條 會議の論議法律又は規則を犯し、或は權限を越ゆることありと認むるときは、戸長は其會議を中止せしめ、郡長に具狀し、郡長は之を府廳に具狀して指揮を乞ふべし

第三十二條 會議中法律又は規則を犯し、或は權限を越ゆることありと認むるときは、府廳より開會を命ずることあるべし

明治十二年六月十一日地第九十六號達 郡區役所へ

町村會規則中、町と右之分に總て町村一分論を指候義に有之、且本年五月會期は既に經過候得共、準備次第開會候義、可相心得、此旨相達候事

明治十三年四月八日太政官第十八號布告

區町村會法左の通相定候條、此旨布告候事

第一條 區町村會は其の區町村の公共に關する事件、及び其經費の支出徵收方法を議定す

第二條 區町村會の規則は、其の區町村の便宜に従ひ之を取設け、府知事・縣令の裁定を受くべし

第三條 數區町村聯合會を開くときは、其の地方の便宜に従ひ規則を設け、府知事・縣令の裁定を受くべし

第四條 區會の評決は區長之を施行し、町村會の評決は戸長之を施行す、若し其の評決を不適當なりとするときは、其の施行を止めて府知事・縣令の指揮を乞ふことを得

第五條 數區聯合會の評決は區長之を施行し、數町村聯合會の評決は地方の便宜に依り戸長又は郡區長之を施行す、若し其の評決を不適當なりとするときは、總て前條の手續に従ふべし

第六條 郡區長に於て、町村會若し法に背くことありとするときは之を中止し、其の評決を不適當なりとするときは其の施行を止めて、府知事・縣令の指揮を乞ふことを得

第七條 府知事・縣令に於て、區町村會及び聯合會若し法に背くことありとするときは之を中止することを得、又は之を解散して改撰せしむることを得

第八條 水利土功（水利土功は、全町村の利害に關涉せず、或は數町村の幾分のみ其の爲め町村會の決議を以て、其の關係ある人民若くは町村の集會を要するもの、又は利害に關係なきも從來聯合會の慣習あるものを云ふ）の爲め町村會の決議を以て、其の關係ある人民若くは町村の集會を要するときは、其の地方の便宜に従ひ規則を設け、府知事・縣令の裁定を受くべし

第九條 前條に掲げたる集會評決の施行及び其取締は、第四條より第七條までの手續に従ふべし

第十條 第三條及び第八條に掲げたる集會を要するとき、其の關係ある區町村若くは人民中異議ありて其の集會に應じるときは、府知事・縣令之を府縣會に付し、其の決する所に依り之を定むべし

第十一節 每町村戸長制

町村を分畫し、一分畫に戸長一人を置きしは、前項に記する所の如くなりしが、明治十三年七月二日天第九十四號を以て之を廢し、更に戸長配置及び撰擧法を定めて每町村戸長制となし、例外として同日號外を以て、町村の請願に依りては數町村の聯合を許せり。然るに大阪市街の南區及び北區は、其の毎町に戸長を置きし分と聯合して戸長を置きしものと明ならずして、其の精査を後賢に待つを得ざるを憾む。

一、戸長は毎町村又は例外たる聯合村に一人を置き、其の人選は公選とし、給料は之を年俸に改めて、區内戸長は八圓・郡内戸長は六圓とし、任期は滿三年となし、滿期後の再選を許せり。

一、總代人は從來の通り之を存置せしが、町村會議員選定せられたるを以て、明治十三年十一月十日天第六十五號にて廢止せり。但し町村會議員未定の町村に限り、其選定の日迄之を存置せしむ。

一、戸長役場は其の町村の便宜に従ひ、戸長の自宅を用ふるも、又は特に役場を設くるも、該町村の適宜に任せしむ。

東 區 (二百五十七ヶ町)

毎町に戸長を置きしもの (二十六ヶ町)

住吉町	材木町	内久寶寺町三丁目	和泉町二丁目	南農人町二丁目
農人橋二丁目	兩替町二丁目	農人橋詰町	北新町一丁目	糸屋町一丁目
大手通一丁目	内淡路町一丁目	内平野町一丁目	釣鐘町一丁目	同 二丁目
船越町二丁目	島町二丁目	石町二丁目	京橋三丁目	高麗橋詰町
北久寶寺町二丁目	同 二丁目	南久寶寺町一丁目	同 二丁目	博勞町一丁目
同 二丁目				

聯合町に戸長を置きしもの (十七聯合・二百三十一ヶ町)

一、廣小路町	法圓阪町	上本町一丁目	龍造寺町	内久寶寺町二丁目
同 二丁目	十二軒町	谷町五丁目	(八ヶ町)	
一、谷町四丁目	和泉町一丁目	南農人町一丁目	農人橋一丁目	兩替目一丁目
				(五ヶ町)
一、神崎町	粉川町	内久寶寺町四丁目	(三ヶ町)	
一、常盤町一丁目	鍵屋町一丁目	内本町一丁目	德井町一丁目	南新町一丁目
谷町三丁目	(六ヶ町)			

一、常盤町二丁目	鍵屋町二丁目	内本町二丁目	德井町二丁目	南新町二丁目
----------	--------	--------	--------	--------

内本町橋詰町 (六ヶ町)

一、北新町二丁目 糸屋町二丁目 大手通二丁目 内淡路町二丁目 内平野町二丁目

豊後町 (六ヶ町)

一、谷町二丁目 大手前の町 馬場町 (三ヶ町)

一、船越町二丁目 谷町一丁目 島町一丁目 石町一丁目 京橋二丁目 (五ヶ町)

一、京橋一丁目 京橋前の町 杉山町 (三ヶ町)

一、北濱一丁目 同二丁目 今橋一丁目 同二丁目 高麗橋二丁目

同二丁目 (六ヶ町)

一、伏見町二丁目 同二丁目 道修町二丁目 同二丁目 平野町一丁目

同二丁目 (六ヶ町)

一、淡路町一丁目 同二丁目 瓦町一丁目 同二丁目 備後町一丁目

同二丁目 安土町一丁目 同二丁目 本町一丁目 同二丁目

南本町一丁目 同二丁目 (十二ヶ町)

一、唐物町一丁目 同二丁目 北久太郎町一丁目 同二丁目 南久太郎町一丁目

同二丁目 (六ヶ町)

一、唐物町三丁目 同四丁目 南渡邊町 北久太郎町三丁目 同四丁目

横堀五丁目 南久太郎町三丁目 同四丁目 (八ヶ町)

一、北久寶寺町三丁目 同四丁目 横堀六丁目 南久寶寺町三丁目 同四丁目

博勞町三丁目 同四丁目 上難波南の町 上難波北の町 (九ヶ町)

一、淡路町三丁目 同四丁目 同五丁目 瓦町三丁目 同四丁目

同五丁目 備後町三丁目 同四丁目 同五丁目 安土町三丁目

同四丁目 本町三丁目 同四丁目 南本町三丁目 同四丁目

北渡邊町 横堀三丁目 同四丁目 (十八ヶ町)

一、北濱三丁目 同四丁目 同五丁目 大川町 今橋三丁目

同四丁目 同五丁目 高麗橋三丁目 同四丁目 同五丁目

伏見町三丁目 同四丁目 同五丁目 道修町三丁目 同四丁目

同五丁目 平野町三丁目 同四丁目 同五丁目 横堀一丁目

同二丁目 (二十一ヶ町)

西 區 (二百七十五ヶ町)

毎町に戸長を置きしもの (九十五ヶ町)

江戸堀下通三丁目	同 四丁目	江戸堀北通三丁目	江戸堀南通五丁目	京町堀通三丁目
同 四丁目	同 五丁目	土佐堀通三丁目	同 四丁目	同 五丁目
阿波堀通一丁目	同 二丁目	同 三丁目	阿波堀裏町	阿波座上通二丁目
同 二丁目	同 三丁目	阿波座中通二丁目	同 二丁目	阿波座下通一丁目
同 二丁目	阿波座一番町	同 二番町	立賣堀北通二丁目	同 二丁目
同 三丁目	同 四丁目	立賣堀南通二丁目	同 二丁目	同 三丁目
同 四丁目	同 五丁目	同 六丁目	新町通一丁目	同 二丁目
同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	新町南通二丁目	同 二丁目
同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	裏新町	西長堀北通二丁目
同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	新町北通一丁目
同 二丁目	西長堀南通二丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 二丁目
北堀江上通二丁目	同 二丁目	同 三丁目	北堀江下通二丁目	同 二丁目
同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	北堀江通二丁目	同 二丁目
同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	北堀江通二丁目	同 二丁目
同 三丁目	同 六丁目	北堀江裏通一丁目	南堀江通一丁目	同 三丁目

聯合町に戸長を置きしもの (二十八聯合・八十ヶ町)

一、土佐堀裏町	江戸堀上通一丁目	江戸堀北通一丁目	江戸堀南通一丁目	南堀江上通三丁目	同 五丁目
一、土佐堀通一丁目	同 二丁目	江戸堀上通二丁目	江戸堀南通二丁目	同 二丁目	同 三丁目
一、江戸堀南通一丁目	同 二丁目	江戸堀下通一丁目	同 二丁目	同 二番町	同 三番町
一、京町堀上通一丁目	同 二丁目	京町堀通一丁目	同 二丁目	同 二丁目	花園町
一、江戸堀南通三丁目	同 四丁目	同 二丁目	同 二丁目	同 二丁目	同 二丁目
一、江戸堀下通五丁目	京町堀上通五丁目	同 二丁目	同 二丁目	同 二丁目	同 二丁目
一、江戸堀北通四丁目	同 五丁目	同 二丁目	同 二丁目	同 二丁目	同 二丁目
一、京町堀上通三丁目	同 四丁目	同 二丁目	同 二丁目	同 二丁目	同 二丁目
一、靱上通一丁目	靱中通一丁目	同 二丁目	同 二丁目	同 二丁目	同 二丁目

- 一、靱下通一丁目 同 二丁目 靱南通二丁目 同 二丁目 (四ヶ町)
- 一、靱北通三丁目 同 四丁目 靱上通三丁目 靱中通三丁目 (四ヶ町)
- 一、靱北通一丁目 同 二丁目 靱上通二丁目 (三ヶ町)
- 一、靱南通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 (三ヶ町)
- 一、薩摩堀北の町 同 南の町 阿波堀通五丁目 (四ヶ町)
- 一、薩摩堀東の町 阿波座四番町 (二ヶ町)
- 一、江の子島上の町 同 東の町 同 西の町 (三ヶ町)
- 一、薩摩堀裏町 立賣堀北通五丁目 同 六丁目 立賣堀裏町 (四ヶ町)
- 一、阿波堀通四丁目 阿波座三番町 (二ヶ町)
- 一、北堀江通四丁目 同 五丁目 (二ヶ町)
- 一、北堀江下通六丁目 北堀江裏町二丁目 (二ヶ町)
- 一、北堀江一番町 同 二番町 同 三番町 西長堀南通五丁目 (四ヶ町)
- 一、南堀江上通二丁目 西道頓堀通二丁目 (二ヶ町)
- 一、南堀江通二丁目 南堀江上通二丁目 (二ヶ町)
- 一、南堀江下通一丁目 西道頓堀通二丁目 (二ヶ町)

- 一、南堀江上通四丁目 南堀江下通三丁目 (二ヶ町)
- 一、西道頓堀通五丁目 同 六丁目 (二ヶ町)
- 一、本田町通二丁目 同 三丁目 (二ヶ町)
- 一、本田一番町 同 二番町 同 三番町 本田町通二丁目 梅本町 (五ヶ町)

南 區 九十七ヶ町(不明)
 北 區 九十四ヶ町(不明)
 東成 郡 (六十二ヶ町村)

毎町村に戸長を置きしもの (五十一ヶ町村)

- 南平野町 北平野町 東高津村 天王寺村 阿部野村 國分村
- 舍利寺村 田島村 西玉造村 森 村 岡 村 猪飼野村
- 中川村 腹見村 大今里村 深江村 東今里村 西今里村
- 本庄村 中濱村 永田村 左專道村 天王田村 鴨野村
- 放出村 野田村 木屋新田 澤上江村 中野村 毛馬村
- 善源寺村 友淵村 赤川村 荒生村 中 村 江野村

南島村 森小路村 千林村 今市村 馬場村 般若寺村
 別所村 貝脇村 上の辻村 下の辻村 今福村 蒲生村
 關目村 野江村 内代村

聯合町村に戸長を置きしもの (五聯合・十一ヶ村)

- 一、林寺村 林寺新家村 (二ヶ村)
- 一、中道村 古屋敷地 (二ヶ村)
- 一、玉造村 木野村 小橋村 (三ヶ村)
- 一、片江村 大友村 (二ヶ村)
- 一、新喜多新田 布屋新田 (二ヶ村)

西成郡 (二百三十五ヶ町村)

毎町村に戸長を置きしもの (七十五ヶ町村)

難波村 今宮村 木津村 勝間村 中在家村 今在家村
 津守新田 西側町 材木置場 西高津村 吉右衛門肝煎地 九條村
 西野新田 三軒屋村 三軒屋町 岩崎新田 泉尾新田 春日出新田
 八幡屋新田 南新田 木屋新田 湊屋新田 天保町 北長柄村

塚本村 海老江村 浦江村 大仁村 川崎村 北野村
 曾根崎村 上福島村 野田村 淡路村 十八條村 蒲田村
 宮原新家村 西村 山口村 今里村 堀村 小島村
 川口新家村 木寺村 川口村 南方村 濱村 薬師堂村
 柴島村 南方新家村 橋寺村 北大道村 南大道村 西大道村
 江口村 小松村 天王寺庄 三番村 新家村 新庄村
 三津屋村 野中村 堀上村 新在家村 加島村 御幣島村
 野里村 大和田村 南傳法村 北傳法村 申村 福村
 中島新田 葎島村 百島新田

聯合町村に戸長を置きしもの (二十五聯合・六十ヶ町村)

- 一、石田新田 田中新田 (二ヶ村)
- 一、四貫島村 六軒屋新田 (二ヶ村)
- 一、北恩加島新田 千歳新田 小林新田 岡田新田 (四ヶ村)
- 一、南恩加島新田 平尾新田 (二ヶ村)
- 一、中口新田 今木新田 難波島地子 上田新田 (四ヶ村)

- 一、秀野新田 常吉新田 本西島新田 北西島新田 (四ヶ村)
- 一、恩貴島新田 島屋新田 (二ヶ村)
- 一、市岡新田 池山新田 前田屋新田 (三ヶ村)
- 一、池田新田 北福崎新田 南福崎新田 (三ヶ村)
- 一、千島新田 炭屋新田 (二ヶ村)
- 一、本庄村 南濱村 (二ヶ村)
- 一、南長柄村 國分寺村 (二ヶ村)
- 一、光立寺村 下三番村 小島新田村 (三ヶ村)
- 一、成小路村 小島古堤新田 (二ヶ村)
- 一、下福島村 安井請所 (二ヶ村)
- 一、北宮原村 南宮原村 (二ヶ村)
- 一、佃村 蒲島新田 (二ヶ村)
- 一、西島新田 矢倉新田 (二ヶ村)
- 一、出來島新田 西洲新田 (二ヶ村)
- 一、大野村 助太夫開 南西島新田 (三ヶ村)

- 一、霧島町 七瀬町 (三ヶ町)
- 一、榮町 洲先町 (二ヶ町)
- 一、入江町 千里町 (二ヶ町)
- 一、野上町 藻苅町 (二ヶ町)
- 一、菜摘町 穂波町 (二ヶ町)

住吉郡 (四十八ヶ町村)

毎町村に戸長を置きしもの (二十五ヶ町村)

- 平野郷町 喜連村 湯谷島村 砂子村 中野村 鷹合村
- 富田新田 南田邊村 北田邊村 桑津村 今在家村 新在家村
- 今林村 寺岡村 苺田村 庭井村 我孫子村 住吉村
- 鳥居村 青蓮寺村 坂の井村 大領村 新町村 遠里小野村
- 澤の口村

聯合町村に戸長を置きしもの (八聯合・二十三ヶ村)

- 一、松原新田 猿山新田 (二ヶ村)
- 一、堀村 前堀村 (二ヶ村)

- 一、殿辻村 千体村 (二ヶ村)
- 一、濱口村 南濱口村 (二ヶ村)
- 一、島 村 七道領 (二ヶ村)
- 一、安立町 安立町新田 (二ヶ町)
- 一、杉本村 山内村 (二ヶ村)
- 一、加賀屋新田 北島新田 村上新田 柴谷新田 櫻井新田 庄左衛門新田
- 嬰木新田 川上新田 駒井新田 (九ヶ村)

島上郡 (五十九ヶ町村、三島郡役所調査に依る)

毎町村に戸長を置きしもの (四十一ヶ町村)

- 富田村 東五百住村 西五百住村 津の江村 芝生村 庄所村
- 三島江村 唐崎村 柱本村 西面村 高槻村 上田部村
- 辻子村 野中村 中小路村 大塚町 大塚村 東天川村
- 西天川村 下田部村 野田村 前島村 服部村 眞上村
- 原 村 萩谷村 芥川村 郡家村 安満村 下 村
- 古曾部村 別所村 成合村 川久保村 土室村 氷室村

- 岡本村 奈佐原村 靈仙寺村 宮田村 赤大路村

聯合町村に戸長を置きしもの (五聯合・十八ヶ村)

- 一、番田村 西冠村 土橋村 (三ヶ村)
- 一、萩庄村 梶原村 井尻村 鶉殿村 (四ヶ村)
- 一、上牧村 神内村 高濱村 櫻井村 (四ヶ村)
- 一、廣瀬村 東大寺村 山崎村 尺代村 大澤村 (五ヶ村)
- 一、塚原村 宿名村 (二ヶ村)

島下郡 (二百一ヶ村、三島郡役所調査に依る)

毎町村に戸長を置きしもの (二十九ヶ村)

- 茨木村 西河原村 太田村 耳原村 鮎川村 中城村
- 總持寺村 目垣村 馬場村 二階堂村 平田村 十一村
- 野々宮村 島 村 吹田村 佐井寺村 片山村 上新田村
- 下新田村 鳥飼上村 鳥飼中村 鳥飼下村 鳥飼西村 鳥飼八町村
- 鳥飼八坊村 鳥飼野々村 上音羽村 高山村 佐保村

聯合町村に戸長を置きしもの (十九聯合・七十二ヶ村)

- 一、上中條村 下中條村 田中村 (三ヶ村)
- 一、安威村 十日市村 桑原村 (三ヶ村)
- 一、福井村 中河原村 (二ヶ村)
- 一、小野原村 粟生村 宿久庄村 清水村 (四ヶ村)
- 一、道祖本村 郡山村 上野村 畑田村 五日市村 (六ヶ村)
- 一、上穂積村 中穂積村 下穂積村 奈良村 倍賀村 宇の邊村 (六ヶ村)
- 一、太中村 乙辻村 小坪井村 (三ヶ村)
- 一、藏垣内村 丑寅村 (二ヶ村)
- 一、鶴野村 澤良宜東村 澤良宜濱村 澤良宜西村 (四ヶ村)
- 一、眞砂村 内瀬村 水尾村 (三ヶ村)
- 一、味舌下村 味舌村 味舌上村 坪井村 庄屋村 正音寺村 (六ヶ村)
- 一、小路村 七尾村 吉志部村 東村 南村 (五ヶ村)

- 一、山田別所村 山田上村 山田中村 山田下村 山田小川村 (五ヶ村)
 - 一、別所村 一津屋村 新在家村 (三ヶ村)
 - 一、大岩村 安元村 生保村 大門寺村 車作村 (五ヶ村)
 - 一、下音羽村 長谷村 (二ヶ村)
 - 一、錢原村 清坂村 (二ヶ村)
 - 一、忍頂寺村 泉原村 千提寺村 (三ヶ村)
 - 一、橋の内村 牟禮村 庄中村 戸伏村 (五ヶ村)
- 豊島郡 (八十四ヶ村、豊能郡役所調査に依る)

毎町村に戸長を置きしもの (五十七ヶ村)

- 上止々呂美村 下止々呂美村 中川原村 吉田村 古江村 木部村
- 東山村 伏尾村 池田村 畑村 澁谷村 才田村
- 尊鉢村 牧落村 西小路村 平尾村 櫻村 半町村
- 新稻村 瀬川村 東坊島村 西坊島村 如意谷村 石丸村
- 白の島村 外院村 西宿村 今宮村 芝村 柴原村
- 内田村 小路村 南刀根山村 北刀根山村 野畑村 神田村

麻田村 箕輪村 走井村 利倉村 熊野田村 野田村
 菰江村 庄本村 洲到止村 島江村 牛立村 三屋村
 島田村 小曾根村 濱村 長島村 北條村 寺内村
 石蓮寺村 榎坂村 垂水村

聯合町村に戸長を置きしもの (六聯合・二十七ヶ村)

一、西市場村 東市場村 井口堂村 野村 玉坂村 石橋村
 産所村 中島村 北轟木村 北今在家村 宮の前村 (十一ヶ村)
 一、新免村 南轟木村 山の上村 櫻塚村 (四ヶ村)
 一、福井村 岡山村 曾根村 服部村 長興寺村 (五ヶ村)
 一、原田村 勝部村 (二ヶ村)
 一、穂積村 上津島村 南今在家村 (三ヶ村)
 一、東稻村 西稻村 (二ヶ村)
 能勢郡 (三十二ヶ、村豊能郡役所調査に依る)
 毎町村に戸長を置きしもの (三十ヶ村、但野間村は一村にして戸長五人を置く)
 吉川村 余野村 川尻村 木代村 切畑村 野間口村

地黄村	野間村の内	野西	同村の内	山中	同村の内	稲地	同村の内	大原													
吉野村	山内村	上田尻村	下田尻村	宿野村	柏原村	下田村	大里村	片山村	平通村	栗栖村	山邊村	天王村	山田村	今西村	森上村	長谷村	平野村	垂水村	稻地村	上杉村	神山村

聯合町村に戸長を置きしもの (二聯合・二ヶ村)

一、倉垣村 杉原村 (二ヶ村)

明治十三年七月二日天第九十四達

(明治十四年七月二十七日甲第五十
三號を以て第四條第三項を削除す)

明治十二年二月天第三十七號・同三十八號布達を廢し、更に戸長配置及撰擧法左の通相定候條、此旨布達候事

第一條 戸長は毎町村に之を置き、該役場は其の町村の便宜に従ひ、戸長の自宅を以てするも特に役場を設くるも、該町村の適宜に任すへし

第二條 戸長を撰擧するは公撰を以てし、其撰擧及任命の順序は第四條以下に準すへし

第三條 戸長は總て年俸とし、區内に屬する戸長は年俸八圓、郡内に屬する戸長は同六圓を給與す、但し支給の方法は年俸を十二ヶ月に割合、毎半年六月に年俸の半額を給す

第四條 戸長は左の條款に觸るゝものは、薦擧せらるゝを得ざるへし

一、懲役一年以上實決の刑に處せられたるもの

第二篇

大阪府制度の變遷

第一章

大阪府

第十一節

但決放後滿七年以上を経過するものは此限にあらす

- 一、身代限の處分を受け未だ辨償を畢へざるもの
 - 一、地所或は家屋を所有せざるもの
 - 一、他より寄留のもの
 - 一、丁年未滿のもの
- 第五條 左の條款に觸るゝものは、撰擧人たるを得ざるへし
- 一、懲役一年以上實決の刑を受け滿七年を経過せざるもの
 - 一、戸主にあらざるもの
 - 一、他より寄留のもの

但該町村に土地若くは家屋を所有するものは此限りにあらす

第六條 公撰投票の日時は、郡區役所に於て豫め之を定め、其の町村議員をして各投票を纏めしめ、其郡區役所へ差出しむへし

第七條 投票は期日時限迄に、左の書式に倣ひ上封をなし、其の町村議員に出す、議員之が携帶郡區役所に出頭し、郡區長は議員の面前に於て開封すへし

當町番地
何 某

右戸長に撰擧候也

明治 年 月 日

何町番地
誰 印

第八條 投票多數のもの第四條の各款に該るか、或は會て官吏にして懲戒免職の後滿二ヶ年を経ざる歟、若くは會て軍人軍屬にして再任の制止を居るものに無之かを實し、右等に觸れざるものは即日郡區長より其人名及票數を記載し、本廳に具申すへし

但若し本文の箇條に觸るゝものは之を除き、次札の者に就き本文の手順をなすへし

第九條 戸長任命の辭令に本廳より之を發し、所轄郡區役所より傳達せしむへし
但解免辭令も又本文に準す

第十條 戸長在職は滿二年を以任期とす、任滿つれば前條々に準し再撰せしむ、但滿任後更に再撰するを得へし

明治十三年七月二日號外達 郡役所へ

今般第九十四號布達候に付ては、左の通相心得差支無之様可取計、此旨相達候事

一、町村の請願に依りては、數町村を聯谷して戸長一人を置く等妨なし
但本文の場合に於ては、其の聯合中より撰擧せしむへし

一、未だ議員なき町村は、追て議員設置迄其の町村總代に於て投票の事務調査候補取計るへし

明治十三年十一月十日天第百六十五號

本年四月第十八號を以て區町村會法布告相成、各町村會議員撰定候に付ては、明治九年十一月當府第三百十號布達を以設置候各町村總代人自今廢止候條、御旨布達候事

但議員未定の町村に限り、其の撰定の日迄舊に依り差置候儀と心得へし

明治十四年四月六日甲第百六十二號

戸長撰舉投票開札又は辭令授受の際當撰者其の撰を辭するときは、再撰を要せず直に次札の者を撰舉せしむへし、此旨布達候事
但受書差出候後には必ず再撰候儀と心得へし

明治十四年四月二十一日甲第七十五號

戸長撰舉開札の節、其の投票同數の者あるときは之を年長に採り、其者同年なるときは抽籤せしめ當選の者へ申付へし、此旨布達候事

但抽籤の法は區長の面前に於て議員之を行ひ候儀と心得へし

明治十四年五月二十二日甲第百十號

本年當府甲第六十二號を以て、戸長當撰者其の撰を辭するときは、再撰を要せず直に次札の者を撰舉せしむへし旨及布達候處、次札（即ち三番札）の者尙其の撰を辭するときは更に改撰せしめ候條、此旨布達候事

明治十四年七月二十七日甲第百五十三號

去る十三年七月天第九十四號布達（即ち新法）第四條第三項、及び本年三月甲第三十六號布達（即ち和泉三國）第四條第三項、刪除候條、此旨布達候事

第十二節 和・河・泉三國を每町村戸長制とす

明治十四年二月七日堺縣廢せられ、其の管地たりし河内・和泉及び大和の三國は本府の管轉となる。然るに同縣に於ては町村を分畫聯合して戸長を置きしを以て、本府現在の制と一致せざるものあり。依て同年三月五日甲第三十六號を以て、同三國に於ける戸長配置及び撰舉法を改定して每町村戸長制度となし、例外として三十戸未満の町村は最寄町村と聯合し、又三十戸以上の町村といへども、該町村の便宜に依りては數ヶ町村の聯合を許し、以て本府已定の每町村戸長制に合せしめらる。然れども此の新管地の分に於て三十戸未満のものを必ず聯合せしめたるは、舊管地の規定と異れり。而して和泉國の堺區及び大和國に於ける分は、記録に接せざるを以て之を闕如たらしむるの已むなきを憾む、後賢の探查を俟つ。尙此の轉屬したる舊堺縣管地中には堺區ありて、大阪の四區に類似せるを以て他の郡村と其の地方稅經濟を區別し、大阪の四區と併せて大阪府會の區部會に附議すべきものなるかの如くに見ゆるも、同區は大阪四區とは其の状態を異にし經濟上合併の不可なるものあるを以て、同區を廢して大鳥郡に復せしむべきの上申を爲せしに、同區は廢止するを要せず、地方稅經濟は郡部に組

入れ苦しからざる旨を指令せられて、同區は其の儘繼續せり。

一、戸長は前記の如く毎町村又は例外たる聯合町村に一人を置き、其の人選は公選とし、給料は之を
年俸となして、五百戸未満は貳拾四圓・五百戸以上千戸未満は參拾六圓・千戸以上は四拾八圓と定
め、任期は滿三年にして、滿期後再選するを許せり。

一、總代は舊堺縣に於て之を存せしも、本府は已に之を廢したるの後なるを以て、明治十四年五月二
十日甲第百二號を以て廢止せらる。

一、戸長役場は其の町村の便宜に従ひ、戸長の自宅を以てするも、又は特に役場を設くるも、其の町
村の便宜に任せしむ。

和泉國

大 鳥 郡 (二百二ヶ村、内一ヶ村和泉郡の内を加ふ、泉北郡役所調査に依る)

每町村に戸長を置きしもの (七十七ヶ村)

- 湊 村 船 松 村 中 筋 村 松 屋 新 田 奥 村 北 花 田 村
- 船 堂 村 大 豆 塚 村 淺 香 山 上 石 津 村 踞 尾 村 市 村
- 下 石 津 村 船 尾 村 下 村 長 承 寺 村 北 王 子 村 大 鳥 村
- 野 代 村 高 石 南 村 高 石 北 村 今 在 家 村 新 村 富 木 村

- 土 生 村 新 家 村 草 部 村 菱 木 村 上 村 原 田 村
- 八 田 北 村 堀 上 村 南 村 八 田 寺 村 毛 穴 村 家 原 寺 村
- 平 岡 村 畑 山 新 田 百 濟 村 高 田 村 西 村 赤 畑 村
- 東 村 金 口 村 土 師 村 土 師 新 田 山 坂 村 八 田 東 村
- 平 井 村 伏 尾 村 和 田 村 上 之 村 岩 室 村 福 田 村
- 深 坂 村 土 佐 屋 新 田 田 園 村 辻 之 村 高 藏 寺 村 大 庭 寺 村
- 太 平 寺 村 小 代 村 野 々 井 村 三 木 閉 村 片 藏 村 豐 田 村
- 田 中 村 榎 村 富 藏 村 釜 室 村 畑 村 逆 瀬 川 村
- 鉢 ヶ 峯 寺 村 上 村 松 尾 村 大 森 村 別 所 村

聯合町村に戸長を置きしもの (九聯合・二十五ヶ村、内和泉郡の一ヶ村を加ふ)

一、北 莊 村 西 萬 屋 新 田 七 道 領 遠 里 小 野 村 (四ヶ村)

一、南 島 新 田 山 本 新 田 平 田 新 田 彌 三 次 郎 新 田 鹽 濱 新 田 若 松 新 田

(六ヶ村)

一、花 田 新 田 庭 井 新 田 萬 屋 新 田 (三ヶ村)

一、市 場 村 南 出 新 田 (二ヶ村)

- 一、深井村 土塔新田 (二ヶ村)
- 一、梅村 夕雲開 (二ヶ村)
- 一、檜葉新田 東山新田 (二ヶ村)
- 一、見山村 北村 (二ヶ村)
- 一、大園村 綾井村 (二ヶ村)

和泉郡 (八十四ヶ村、外一ヶ村は大島郡の一ヶ村と聯合す、泉北郡一所調査に依る)

每町村に戸長を置きしもの (六十ヶ村)

- 太村 中村 上代村 助松村 森村 二田村
- 下條大津村 宇多大津村 忠岡村 馬瀬村 北出村 高月村
- 豊中村 杉原村 穴田村 虫取村 府中村 肥子村
- 和氣村 小田村 伯太村 伯太在住 池上村 黒鳥村
- 南王子村 観音寺村 桑原村 坂本村 寺門村 池田下村
- 坂本新田 伏屋新田 室堂村 寺田村 箕形村 唐國村
- 内田村 納花村 萬町村 平井村 國分村 黒石村
- 岡村 福瀬村 九鬼村 南面利村 下宮村 北田中村

- 坪井村 佛並村 小野田村 父鬼村 大野村 久井村
- 春木村 松尾寺村 若樫村 春木川村 内畑村 大澤村

聯合町村に戸長を置きしもの (十二聯合・二十四ヶ村)

- 一、舞村 上村 (二ヶ村)
- 一、王子村 尾井村 (二ヶ村)
- 一、小野新田 富秋村 (二ヶ村)
- 一、千原村 尾井千原村 (二ヶ村)
- 一、南曾根村 北曾根村 (二ヶ村)
- 一、辻村 長井村 (二ヶ村)
- 一、宮村 池浦村 (二ヶ村)
- 一、今在家村 一條院村 (二ヶ村)
- 一、今福村 井の口村 (二ヶ村)
- 一、和田村 三林村 (二ヶ村)
- 一、鍛冶屋村 浦田村 (二ヶ村)
- 一、善正村 横尾山 (二ヶ村)

南 郡 (八十五ヶ町村)

每町村に戸長を置きしもの (六十一ヶ町村)

- 磯上村 春木村 吉井村 中井村 箕土路村 荒木村
- 下池田村 西大路村 大町村 小松里村 額原村 池尻村
- 田治米村 新在家村 三田村 摩湯村 包近村 稻葉村
- 山直中村 積川村 藤井村 西の内村 下松村 岸和田並松町
- 岸和田北町 岸和田魚屋町 岸和田堺町 岸和田本町 岸和田南町 沼村
- 野村 岸和田濱町 岸和田村 畑村 極樂寺村 流木村
- 神須屋村 八田村 眞上新田 土生瀧村 三ヶ山村 相川村
- 塔原村 土生村 阿間ヶ瀧村 津田村 海塚村 島村
- 鳥羽村 堀村 麻生中村 半田村 清兒村 名越村
- 森村 水間村 三つ松村 小瀬村 木積村 馬場村
- 蕎原村

聯合町村に戸長を置きしもの (九聯合・二十四ヶ町村)

- 一、尾生村 三ヶ山新田 (二ヶ村)

日根郡 (七十七ヶ村)

每町村に戸長を置きしもの (六十六ヶ村)

- 一、今木村 東大路村 (二ヶ村)
- 一、加守村 別所村 (二ヶ村)
- 一、上松村 作才村 (二ヶ村)
- 一、白原村 河合村 神於村 (三ヶ村)
- 一、柮谷村 大川村 (二ヶ村)
- 一、貝塚北の町 貝塚西の町 貝塚南の町 貝塚中の町 貝塚近木の町 堀新町
- 海塚新町 七ヶ町
- 一、新井村 福田村 (二ヶ村)
- 一、久保村 永吉村 (二ヶ村)
- 小垣内村 大久保村 五門村 紺屋村 野田村 七山村
- 下瓦屋村 上瓦屋村 中庄村 鶴原村 王子村 橋本村
- 地藏堂村 窪田村 堤村 脇濱村 神前村 加治村
- 畠中村 石才村 俵屋新田 長瀧村 日根野村 土丸村

大木村 土の郷村 嘉祥寺村 安松村 佐野村 山中村
 樽井村 男里村 馬場村 幡代村 中村 六尾村
 金熊寺村 楠畑村 童子畑村 葛畑村 鳴瀧村 北野村
 岡田村 中小路村 牧野村 市場村 大苗代村 兔田村
 檜井村 吉見村 岡本村 尾崎村 下出村 黒田村
 中村 自然田村 桑畑村 石田村 新村 波有手村
 箱作村 山中新田 淡輪村 深口村 孝子村 小島村

聯合町村に戸長を置きしもの (五聯合・十二ヶ村)

- 一、澤 村 浦田村 (二ヶ村)
- 一、久保村 小谷村 (二ヶ村)
- 一、別所村 新家村 (二ヶ村)
- 一、舞 村 貝掛村 (二ヶ村)
- 一、西畑村 東畑村 谷川村 (三ヶ村)

河内國

石川郡 (四十六ヶ村)

每町村に戸長を置きしもの (四十四ヶ村)

富田林村 毛人谷村 新堂村 中野村 喜志村 新家村
 山中田村 佐備村 甘南備村 龍泉村 千早村 東坂村
 吉年村 中津原村 小吹村 二河原邊村 桐山村 白木村
 上河内村 下河内村 川野邊村 芹生谷村 水分村 森屋村
 神山村 寛弘寺村 別井村 板持村 寺田村 加納村
 持尾村 弘川村 平石村 大ヶ塚村 山城村 東山村
 一須賀村 南大伴村 北大伴村 春日村 山田村 太子村
 葉室村 畑村

聯合町村に戸長を置きしもの (一聯合・二ヶ村)

- 一、中 村 馬谷村 (二ヶ村)

錦部郡 (四十八ヶ村)

每町村に戸長を置きしもの (三十六ヶ村)

甘山村 加太新田 錦郡村 錦郡新田 伏山新田 板持村
 彼方村 嬉村 向野村 市村 市村新田 古野村

原 村 西代村 長野村 上原村 高向村 日野村
 瀧畑村 小山田村 下里村 天野山 喜多村 上田村
 三日市村・小鹽村 加賀田村 石佛村 清水村 岩瀬村
 天見村 鬼住村 河合寺村 寺元村 鳩原村 石見川村
 聯合町村に戸長を置きしもの (六聯合・十二ヶ村)

一、甲 田 村 新 家 村 (二ヶ村)
 一、伏見堂村 横山 村 (二ヶ村)
 一、野 村 惣 作 村 (二ヶ村)
 一、片 添 村 新 町 村 (二ヶ村)
 一、流 谷 村 唐 久 谷 村 (二ヶ村)
 一、太 井 村 小 深 ● 村 (二ヶ村)
 八 上 郡 (十一ヶ村)
 每町村に戸長を置きしもの (十一ヶ村)
 金 田 村 大 饗 村 野 尻 村 菩 提 村 中 村 野 遠 村
 長 曾 根 村 小 寺 村 石 原 村 南 花 田 村 河 合 村

古 市 郡 (十四ヶ村)

每町村に戸長を置きしもの (十二ヶ村)
 古 市 村 譽 田 村 西 浦 村 尺 度 村 駒 ヶ 谷 村 壺 井 村
 飛 鳥 村 碓 井 村 輕 墓 村 藏 の 内 村 大 黒 村 通 法 寺 村
 聯合町村に戸長を置きしもの (二聯合・二ヶ村)
 一、東 坂 田 村 廣 瀬 村 (二ヶ村)

安 宿 部 郡 (四ヶ村)

每町村に戸長を置きしもの (四ヶ村)
 國 分 村 圓 明 村 玉 手 村 片 山 村
 丹 南 郡 (五十二ヶ村)

每町村に戸長を置きしもの (四十ヶ村)
 池 尻 村 半 田 村 今 熊 村 大 野 新 田 山 本 新 田 岩 室 村
 草 尾 新 田 田 中 新 田 西 村 北 村 原 寺 村 丈 六 村
 高 松 村 南 野 田 村 北 野 田 村 平 尾 村 黒 山 村 小 平 尾 村
 太 井 村 阿 彌 村 北 餘 部 村 南 餘 部 村 大 保 村 丹 南 村

丹上村 眞福寺村 郡戸村 今井村 野村 河原城村
 多治井村 向野村 伊賀村 野々上村 南宮村 北宮村
 西川村 藤井寺村 野中村 岡村

聯合町村に戸長を置きしもの (六聯合・十二ヶ村)

- 一、東野村 菅生村 (二ヶ村)
- 一、菜莢木新田 西山新田 (二ヶ村)
- 一、關茶屋新田 高松新田 (二ヶ村)
- 一、丈六新田 西野新田 (二ヶ村)
- 一、檜山村 埴生野新田 (二ヶ村)
- 一、南島泉村 圓下村 (二ヶ村)

志紀郡 (二十ヶ村)

毎町村に戸長を置きしもの (十四ヶ村)

大井村 國府村 道明寺村 古室村 小山村 澤田村
 林村 柏原村 市村新田 太田村 南木本村 北木本村
 沼村 田井中村

聯合町村に戸長を置きしもの (三聯合・六ヶ村)

- 一、船橋村 北條村 (二ヶ村)
- 一、弓削村 二俣新田 (二ヶ村)
- 一、老原村 天王寺屋新田 (二ヶ村)

丹北郡 (四十三ヶ村、内一ヶ村は澁川郡の内を加ふ、中河内郡役所調査に依る)

毎町村に戸長を置きしもの (三十二ヶ村)

出戸村 長原村 川邊村 西瓜破村 住道村 矢田部村
 枯木村 富田新田 池内村 油上村 芝村 我堂村
 堀村 高見村 上田村 岡村 新堂村 立部村
 西大塚村 阿保村 田井城村 三宅村 別所村 一津屋村
 小川村 大堀村、若林村 東大塚村 島泉村 小山村
 津堂村 太田村

聯合町村に戸長を置きしもの (四聯合・十一ヶ村、内一ヶ村は澁川郡の内を加ふ)

- 一、六反村 六反村 (二ヶ村)
- 一、東瓜破村 萬屋新田 (二ヶ村)

一、城蓮寺村 川内新田 (二ヶ村)

一、高木村 清水村 更池村 向井村 東代村 (五ヶ村)

高安郡 (十五ヶ村、内一ヶ村は大縣郡の内を加ふ、中河内郡役所調査に依る)

毎町村に戸長を置きしもの (十ヶ村)

樂音寺村 大竹村 神立村 水越村 千塚村 郡川村

服部川村 小畑村 大窪村 萬願寺村

聯合町村に戸長を置きしもの (二聯合・五ヶ村、内一ヶ村は大縣郡の内を加ふ)

一、教興寺村 垣内村 黒谷村 恩智村 神宮寺村 (五ヶ村)

大縣郡 (十ヶ村、外一ヶ村は高安郡の四ヶ村と聯合す、中河内郡役所調査に依る)

毎町村に戸長を置きしもの (六ヶ村)

高井田村 安堂村 太平寺村 大縣村 平野村 法善寺村

聯合町村に戸長を置きしもの (二聯合・四ヶ村)

一、雁多尾畑村 青谷村 峠村 本堂村 (四ヶ村)

河内郡 (二十八ヶ村、内一ヶ村は若江郡の内を加ふ、中河内郡役所調査に依る)

毎町村に戸長を置きしもの (十八ヶ村)

善根寺村 芝村 植附村 出雲井村 豊浦村 額田村

四條村 横小路村 六萬寺村 池島村 上の島村 福萬寺村

吉田村 松原村 水走村 喜里川村 五條村 客坊村

聯合町村に戸長を置きしもの (四聯合・十ヶ村、内一ヶ村は若江郡の内を加ふ)

一、日下村 河内屋南新田 (二ヶ村)

一、芝神並村 神並村 (二ヶ村)

一、市場村 若江郡 玉井新田 (二ヶ村)

一、今米村 川中新田 吉原村 中新開村 (四ヶ村)

若江郡 (六十二ヶ村、外一ヶ村は河内郡の一ヶ村と聯合す、中河内郡役所調査に依る)

毎町村に戸長を置きしもの (三十七ヶ村)

寺内村 大信寺新田 西郷村 東郷村 木戸村 庄の内村

成法寺村 今井村 別宮村 八尾座村 穴太村 佐堂村

南萱振村 萱振村 中野村 山本新田 小坂合村 八尾木村

東弓削村 都塚村 中田村 西郡村 友井村 近江堂村

小若江村 森河内村 御厨村 新家村 荒本村 菱屋東新田

長田村 西堤村 川俣村 岩田村 稻葉村 新庄村
三島新田

聯合町村に戸長を置きしもの (十聯合・二十五ヶ村)

- 一、柏村新田 刑部村 (二ヶ村)
- 一、上若江村 下若江村 若江村 (三ヶ村)
- 一、上小坂村 中小坂村 (二ヶ村)
- 一、寶持村 下小坂村 (二ヶ村)
- 一、高井田村 新喜多新田 (二ヶ村)
- 一、菱江村 菱江中新田 (二ヶ村)
- 一、稻田村 橋本新田 (二ヶ村)
- 一、瓜生堂村 西岩田村 (二ヶ村)
- 一、本庄村 中野村 横枕村 箕輪村 箕輪新田 加納村 (六ヶ村)

一、鴻池新田 中新田 (二ヶ村)

澁川郡 (三十二ヶ村、外一ヶ村は丹北郡の一ヶ村と聯合す、中河内郡役所調査に依る)

毎町村に戸長を置きしもの (十六ヶ村)

植松村 澁川村 安中村 太子堂村 龜井村 竹淵村
 鞍作新家村 南鞍作村 鞍作村 北蛇草村 南蛇草村 四條村
 大地村 伊賀ヶ村 矢柄村 西足代村

聯合町村に戸長を置きしもの (五聯合・十六ヶ村)

- 一、久寶寺村 顯證寺新田 三津村新田 (三ヶ村)
- 一、正覺寺村 乾村 (二ヶ村)
- 一、金岡新田 大蓮村 衣摺村 (三ヶ村)
- 一、吉松新田 柏田村 (二ヶ村)
- 一、太平寺村 岸田堂村 永和村 荒川村 東足代村 菱屋西新田 (六ヶ村)

茨田郡 (八十四ヶ村、北河内郡役所調査に依る)

毎町村に戸長を置きしもの (八十四ヶ村)

守口町 土居村 東橋波村 西橋波村 世木村 馬場村
 大枝村 南寺方村 北寺方村 諸口村 横堤村 三島新田

今津村 三組新田 下村 安田村 燒野村 濱村
 門真一番上村 門真一番下村 門真二番村 門真三番村 門真四番村 桑才村
 稗島村 三つ島村 氷野村 赤井村 諸福村 新田村
 上島頭村 下島頭村 巢本村 岸和田村 上馬伏村 下馬伏村
 常稱寺村 横地村 野口村 打越村 北島村 大庭一番村
 大庭二番村 大庭三番村 大庭四番村 大庭五番村 大庭六番村 大庭七番村
 大庭八番村 北十番村 南十番村 下島村 東村 北村
 藤田村 金田村 梶村 池田川村 池田中村 池田下村
 葛原村 大和村 神田村 高柳村 對馬江村 黒原村
 仁和寺村 點野村 郡村 三井村 田井村 木屋村
 平池村 石津村 太間村 出口村 走谷村 中振村
 三矢村 泥町村 伊加賀村 枚方村 岡村 岡新町村
 交野郡 (三十九ヶ村、北河内郡役所調査に依る)
 每町村に戸長を置きしもの (三十九ヶ村)
 寢屋村 打上村 燈油村 星田村 村野村 田宮村

山の上村 茄子作村 津田村 野村 春日村 郡津村
 倉治村 私部村 傍示村 寺村 森村 私市村
 杉村 尊延寺村 穂谷村 長尾村 藤坂村 中宮村
 甲斐田村 片鉾村 田口村 禁野村 磯島村 落村
 小倉村 坂村 宇山村 養父村 上島村 下島村
 招提村 船橋村 楠葉村

讚良郡 (三十五ヶ村、北河内郡役所調査に依る)
 每町村に戸長を置きしもの (三十五ヶ村)

尼ヶ崎新田 尼ヶ崎新々田 御領村 太子田村 横山新田 中村新田
 三佃村 御供田村 灰塚村 北條村 野崎村 龍間村
 寺川村 中垣内村 深野新田 深野北新田 深野南新田 岡山村
 砂村 菰屋村 中野村 中野村上郷 中野逢坂郷 南野村
 上田原村 下田原村 國松村 秦村 太秦村 高宮村
 小路村 木田村 萱島流作新田 堀溝村 河北村

明治十四年三月五日甲第三十六號 (明治十四年七月二十七日甲第百五十三號を以て第三編第四節を編入)

戸長配置及撰擧法左の通改定候條、此旨布達候事

第一條 戸長は毎町村に之を置き、該役場は其町村の便宜に従ひ、戸長の自宅を以てするも、特に役場を設くるも、其町村の適宜に任すへし

但三十戸未満の町村は、最寄町村と聯合して戸長一名を置く、其三十戸以上の町村と雖も、該町村の便宜に依りては數町村聯合するを得へし

第二條 戸長を撰擧するは公撰を以てし、其の撰擧及任命の順序は、第四條以下に準すへし

第三條 戸長は左の區別を以て年俸を給す、但支給の方法は年俸を十二月に割合、毎月十七日其一ヶ月分を給與す、新任免職の時に於ては、其月十五日前後を區別し、前若くは後半月分を給す

五百戸未満の町村役場戸長 聯合したる町村は、其聯合戸数を通算す、以下同之

右年俸金貳拾四圓

五百戸以上千戸未満の町村役場戸長

右年俸金參拾六圓

千戸以上の町村役場戸長

右年俸金四拾八圓

第四條 戸長は左の條款に觸るゝものは、撰擧せらるゝを得ざるへし

一、懲役一年以上實決 刑に處せられたるもの

但決放後滿七年以上を経過するものは此限にあらず

一、身代限の處分を受け、未だ辨償を終へざるもの

一、地所或は家屋を所有せざるもの

一、他より寄留のもの

一、丁年未滿のもの

第五條 左の條款に觸るゝものは、撰擧人たるを得ざるへし

一、懲役一年以上實決の刑を受け、滿七年を経過せざるもの

一、戸主にあらざるもの

一、他より寄留のもの

但該町村に土地若くは家屋を所有する者は此限にあらず

第六條 公撰投票の時は、郡區役所に於て豫め之を定め、其の町村議員をして各投票を纏めしめ、其の郡區役所へ差出さしむへし

第七條 投票は期日時限迄に、左の書式に倣ひ上封をなし、其の町村議員に出す、議員之を携帶郡區役所に出頭し、郡區長は議員の面前に於て開封すへし

何町村番地

何 某

右戸長撰事候也

明治 年 月 日

何町村番地

誰 印

第八條 投票多數のもの第四條の各款に當るか、或は曾て官吏にして懲戒免職の後滿三ヶ年を経ざるか、若くは曾て軍人軍屬にして再任の制止を受け居るものに無之かを質し、右等に觸れざるものは即日郡區長より其人名及票數を記載し、本廳に具申すへし

但若し本文の箇條に觸るゝものは之を除き、次札の者に就き本文の手續をなすへし

第九條 戸長任命の辭令は本廳より之を發し、所轄郡區役所より傳達せしむへし

但解免辭令も又本條に準す

第十條 戸長在職は滿三ヶ年を以て任期とす、任滿れば前條々に準して再撰せしむ

但滿任後更に再撰するを得へし

明治十四年三月五日乙第四十八號達 和泉・河内・大和三國へ

今般甲第三十六號を以て戸長配置及撰擧法布達候處、其第六條・第七條町村議員未だ撰定なき向は、該町村總代人を以て之に充て差支なき様取計、可成速に具狀可致、此旨相達候事

明治十四年五月二十日甲第百二號達 和・河・泉三國へ

各町村總代に關する舊堺縣布達總て廢止候に付、此旨布達候事

堺區廢止之義上申

舊堺縣下區畫之儀は、客年四月中改制乃ち一區九郡役所に分割し有之候處、其地方税を以てする經濟に於ては固より區郡全體にして區別無之、舊縣存在の際に所謂廳下にして相應の市街たるに據り、特に一區を設け候ものに可有之、然るに同縣廢止當府に合併相成候處、大阪市街即東西南北の四區は從來郡とは其經濟を分別し有之、而して堺區は前陳の如く他の郡と經濟を一にし、加之該區之大阪四區を隔つる三里餘、其商賣の景況も始め百般の狀態兩地頗る相違有之、殊に今般第八號公布を以て三府及神奈川縣は其府縣會を分つて區部會郡部會の特例を設けらる、而して仍ほ堺區を存し、大阪四區と合體し其の事件を議決し施行するものとせば、其土情と民心とに背馳し、加之經費支出の如きに至りても、甲より乙を補ひ且乙は要し甲は要せざる等の抵牾を來すは當に免れざる狀態に有之、議て該區を廢し之を大島郡に復するとも決て障礙の廉典之候間、至急堺區廢止の儀御裁可相成候様致度、此段上申候也

明治十四年二月十八日

大阪府知事 建野 郷三

内務卿 松方正義 殿

追て本文之趣は本年通常會議案編製之都合も有之候間、成るべく速に御裁定相成度追申候也

指令

書面之計堺區之儀は廢止を要せず、地方税經濟之儀は郡部に組入不苦候事

但區民情願之次第も候は、更に可申出事

明治十四年五月十二日

内務卿 松方正義

第十三節 大阪四區の各町を聯合とし、其の他は三十戸未滿を聯合とす

已に記せしが如く管内四ヶ國を通じて毎町村戸長制を實施し來りしも、大阪四區の市街地は他の郡區と其の事情を異にするを以て、該制の不適當なるものありければ、明治十四年八月二十九日甲第七十二號を以つて、戸長配置及び撰擧法を改定し、大阪四區の各町を聯合制に改めて之を三十七に分畫せらる。大阪四區及び攝津七郡の舊管地は、第十一節に記せしが如く毎町村戸長制を原則と爲し、例外として町村の請願に依りて聯合を許し、和・河・泉の新管地は復た第十二節に記せしが如く、三十戸未滿の町村を聯合せしめ、其の以上のものも該町村の便宜に任せられしが、此の改定法に於ては尙毎町村戸長制を原則としたるも、但書を以て三十戸未滿の町村のみ其の町村の便宜に依り、許可を得て聯合することを得せしめらる。然るに其の後、同十五年七月十三日甲第七十二號を以てまた之を改正し、三十戸未滿は當然聯合と爲し、三十戸以上の町村は便宜に依りて聯合することを許さる。依て攝津七郡に於ける三十戸未滿町村も當然聯合するものとなりしも、當時三十戸未滿の町村は已に聯合となり居りしを以て、規定の改正ありしのみにて、實際に於ては之が爲め聯合となりし町村なかりしといふ。而して此の改定に依りて三十七聯合となりし大阪四區の内譯を記すれば、東區は九聯合・

西區は十一聯合・南區は九聯合・北區は八聯合なり。

一、戸長は、大阪四區は各聯合町に一人を置き、郡及び堺區は毎町村又は例外たる各聯合町村に一人を置き、其の人選は公選とし、任期は從來の滿三ヶ年なりしを改め、滿二ヶ年に短縮して滿期後の再選繼續を許し、給料は同十四年八月二十九日乙第百十四號を以て、大阪四區は從來の年俸を月給に改め、一聯合の戸數千戸以下は拾貳圓・千戸以上三千戸未滿は拾四圓・三千戸以上は拾六圓・郡及び堺區は依然年俸にて、一部内の戸數五十戸未滿を貳圓・五十戸以上百戸未滿を四圓・百戸以上二百戸未滿を六圓・二百戸以上三百戸未滿を八圓・三百戸以上五百戸未滿を拾圓・五百戸以上七百戸未滿を拾二圓となせしが、翌十五年六月三十日乙第八十八號を以て、其の七百戸以上千戸未滿を拾四圓・千戸以上千五百戸未滿を拾六圓・千五百戸以上二千戸未滿を拾八圓・二千戸以上を貳拾圓と爲し、職務取扱諸費に就ても規定せり。而して撰擧法の改正に伴ひ、同年八月二十九日乙第百十五號達を以て、現在の戸長は同月三十一日限り廢し、更に聯合戸長を選擧せしめ、同十五年十一月二十日乙第百五十七號を以て、戸長役場職制及び取扱心得を制定せり。

東 區 (九聯合・一百五十七ヶ町)

第一聯合 (二十四ヶ町)

廣小路町 上本町一丁目 龍造寺町・十二軒町 粉川町

神崎町 内々寶寺町二丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目
 住吉町 和泉町一丁目 同二丁目 材木町 農人橋二丁目
 同二丁目 南農人町二丁目 同二丁目 農人橋詰町 兩替町一丁目
 同二丁目 谷町四丁目 同五丁目 法圓阪町

第二聯合 (二十六ヶ町)

常盤町二丁目 同二丁目 鍵屋町一丁目 同二丁目 内本町橋詰町
 徳井町一丁目 同二丁目 北新町一丁目 同二丁目 南新町一丁目
 同二丁目 糸屋町一丁目 同二丁目 大手通一丁目 同二丁目
 豊後町 内平野町二丁目 同二丁目 谷町二丁目 同三丁目
 内本町一丁目 同二丁目 内淡路町一丁目 同二丁目 大手前の町
 馬場町

第三聯合 (十五ヶ町)

船越町一丁目 同二丁目 釣鐘町一丁目 同二丁目 鳥町一丁目
 同二丁目 石町一丁目 同二丁目 京橋一丁目 同二丁目
 同三丁目 谷町一丁目 高麗橋詰町 京橋前の町 杉山町

第四聯合 (十二ヶ町)

北濱一丁目 同二丁目 今橋一丁目 同二丁目 高麗橋二丁目
 同二丁目 伏見町一丁目 同二丁目 道修町一丁目 同二丁目
 平野町一丁目 同二丁目

第五聯合 (十二ヶ町)

淡路町一丁目 同二丁目 瓦町一丁目 同二丁目 備後町一丁目
 同二丁目 安土町一丁目 同二丁目 本町一丁目 同二丁目
 南本町一丁目 同二丁目

第六聯合 (十二ヶ町)

唐物町一丁目 同二丁目 北久太郎町二丁目 同二丁目 南久太郎町一丁目
 同二丁目 北久寶寺町二丁目 同二丁目 南久寶寺町一丁目
 博勞町一丁目 同二丁目

第七聯合 (十七ヶ町)

唐物町三丁目 同四丁目 北久太郎町三丁目 同四丁目 南久太郎町三丁目
 同四丁目 北久寶寺町三丁目 同四丁目 南久寶寺町三丁目 同四丁目

博勞町三丁目 同 四丁目 南渡邊町 上難波町 上難波南の町
横堀五丁目 同 六丁目

第八聯合 (十八ヶ町)

淡路町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 瓦町三丁目 同 四丁目
同 五丁目 備後町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 安土町三丁目
同 四丁目 本町三丁目 同 四丁目 南本町三丁目 同 四丁目
北渡邊町 横堀三丁目 同 四丁目

第九聯合 (二十一ヶ町)

北濱三丁目 同 四丁目 同 五丁目 大川町 今橋三丁目
同 四丁目 同 五丁目 高麗橋三丁目 同 四丁目 同 五丁目
伏見町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 道徳町三丁目 同 四丁目
同 五丁目 平野町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 横堀一丁目
同 二丁目

西

區 (十一聯合・一百七十五ヶ町)

第一聯合 (十五ヶ町)

土佐堀通一丁目 同 二丁目 土佐堀裏町 江戸堀上通一丁目 同 二丁目
江戸堀北通一丁目 同 二丁目 江戸堀南通一丁目 同 二丁目 江戸堀下通一丁目
同 二丁目 京町堀上通一丁目 同 二丁目 京町堀通一丁目 同 二丁目

第二聯合 (十八ヶ町)

土佐堀通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 江戸堀北通三丁目 同 四丁目
同 五丁目 江戸堀南通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 江戸堀下通三丁目
同 四丁目 同 五丁目 京町堀上通三丁目 同 四丁目 同 五丁目
京町堀通三丁目 同 四丁目 同 五丁目

第三聯合 (十七ヶ町)

靱北通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 靱上通一丁目
同 二丁目 同 三丁目 靱中通一丁目 同 二丁目 同 三丁目
靱下通一丁目 同 二丁目 靱南通一丁目 同 二丁目 同 三丁目
同 四丁目 同 五丁目

第四聯合 (十六ヶ町)

阿波堀通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 阿波座上通一丁目 同 二丁目

第二篇

大阪府制度の變遷

第一章

大阪府

第十三節

同 三丁目 阿波座中通二丁目 同 二丁目 阿波座下通二丁目 同 二丁目
 阿波座一番町 同 二番町 立賣堀北通二丁目 同 二丁目 同 三丁目
 阿波堀裏町

第五聯合 (十六ヶ町)

江の子島上の町 同 東の町 同 西の町 阿波堀通四丁目 同 五丁目
 阿波座三番町 同 四番町 薩摩堀東の町 同 西の町 同 北の町
 同 南の町 薩摩堀裏町 立賣堀北通四丁目 同 五丁目 同 六丁目
 立賣堀裏町

第六聯合 (二十四ヶ町)

立賣堀南通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 同 六丁目 新町北通二丁目 同 二丁目 新町通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 新町南通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 裏 新 町 西長堀北通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目

第七聯合 (二十五ヶ町)

西長堀南通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 北堀江上通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 北堀江下通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 同 六丁目 北堀江通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 同 六丁目
 北江裏通二丁目 同 二丁目 北堀江一番町 同 二番町 同 三番町

第八聯合 (十八ヶ町)

南堀江通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 南堀江上通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 南堀江下通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 西道頓堀通一丁目 同 二丁目 同 三丁目
 幸町通一丁目 同 二丁目 同 三丁目

第九聯合 (十一ヶ町)

南堀江通五丁目 同 六丁目 南堀江上通五丁目 南堀江下通四丁目 南堀江一番町
 同 二番町 同 三番町 西道頓堀通五丁目 同 六丁目 幸町通四丁目
 同 五丁目

第十聯合 (八ヶ町)

松島町一丁目 同 二丁目 仲の町一丁目 同 二丁目 高砂町一丁目
同 二丁目 十返町 花園町

第十一聯合 (七ヶ町)

本田一番町 同 二番町 同 三番町 本田町通一丁目 同 二丁目
同 三丁目 梅本町

南 區 (九聯合・九十七ヶ町)

第一聯合 (十二ヶ町)

上本町筋二丁目 同 三丁目 同 二丁目 同 三丁目
北桃谷町 南桃谷町 東新瓦屋町 西新瓦屋町 谷町筋六丁目
空堀町 松屋町

第二聯合 (七ヶ町)

谷町筋七丁目 田島町 瓦屋町一番町 同 二番町 同 三番町
同 四番町 同 五番町

第三聯合 (十一ヶ町)

順慶町通一丁目 安堂寺橋通一丁目 鹽町通一丁目 末吉橋通一丁目 鯉谷東の町

大寶寺町東の町 鍛冶屋町 南綿屋町 問屋町 竹屋町
大和町

第四聯合 (十三ヶ町)

順慶町通二丁目 同 三丁目 同 四丁目 安堂寺橋通二丁目 同 三丁目
同 四丁目 鹽町通二丁目 同 三丁目 同 四丁目 末吉橋通二丁目
同 三丁目 同 四丁目 横堀筋七丁目

第五聯合 (十四ヶ町)

東清水町上の町 同 下の町 大寶寺町中の町 同 新中の町 鯉谷中の町
同 新中の町 長堀橋筋上一丁目 同 下一丁目 同 二丁目 宗右衛門町
壘屋町 玉屋町 千年町 笠屋町

第六聯合 (十一ヶ町)

鯉谷西の町 大寶寺町西の町 西清水町 周防町 八幡町
三津寺町 心齋橋筋一丁目 同 二丁目 北炭屋町 南炭屋町
久左衛門町

第七聯合 (九ヶ町)

二つ井戸町 高津町一番町 同二番町 同三番町 同四番町
同五番町 同六番町 同七番町 御藏跡町

第八聯合 (十ヶ町)

西 槽町 西 阪町 九郎右衛門町 同二番町
同三番町 同四番町 同五番町 同六番町 湊町

第九聯合 (十ヶ町)

高津町八番町 同九番町 同十番町 東 槽町 東 阪町
日本橋筋一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目

北 區 (八聯合・九十四ヶ町)

第一聯合 (三ヶ町)

相生町 網島町 野田町

第二聯合 (二十四ヶ町)

川崎町 白屋町 今井町 朝日町 龍田町
澁川町 松ヶ枝町 天満橋筋一丁目 同二丁目 同三丁目
同四丁目 空心町一丁目 同二丁目 金屋町一丁目 同二丁目

岩井町一丁目 同二丁目 壺屋町一丁目 同二丁目 信保町一丁目
同二丁目 河内町一丁目 同二丁目 新川崎町

第三聯合 (二十ヶ町)

此花町一丁目 同二丁目 天神橋筋一丁目 同二丁目 同三丁目
同四丁目 地下町 大工町 市の町 末廣町
天神筋町 菅原町 鳴尾町 樽屋町 南森町
旅籠町 綿屋町 北森町 東堀川町 紅梅町

第四聯合 (十二ヶ町)

老松町一丁目 同二丁目 同三丁目 源藏町 西堀川町
伊勢町 富田町 木幡町 若松町 樋の上町
真砂町 絹笠町

第五聯合 (十四ヶ町)

曾根崎新地一丁目 同二丁目 堂島濱通一丁目 同二丁目 同三丁目
同四丁目 曾根崎新地三丁目 堂島裏一丁目 同二丁目 同三丁目
堂島船大工町 堂島北町 堂島中一丁目 同二丁目

第六聯合 (十一ヶ町)

中の島二丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目
 同六丁目 同七丁目 常安町 宗是町 玉江町二丁目
 同二丁目

第七聯合 (五ヶ町)

安治川通上二丁目 同二丁目 安治川通北二丁目 同二丁目 同三丁目

第八聯合 (五ヶ町)

安治川通南一丁目 同二丁目 同三丁目 富島町 古川町

明治十四年八月二十九日甲第百七十二號

戸長配置及撰擧法左之通改定候條、此旨布達候事

- 第一條 大阪四區は別冊の通數町を聯合して三十七分畫とし、各戸長一名を置く
- 第二條 郡及堺區は毎町村に戸長一名を置く
但三十戸未滿の町村は其の町村の便宜に依り、允可の上數町村聯合することを得へし
- 第三條 戸長役場は戸長の自宅を用ゆるも、特に役場を設くるも、其町村の適宜に任すへし
- 第四條 戸長を撰擧するは公撰を以てし、其撰擧及任命の順序は第七條以下に準すへし
- 第五條 左の各款に觸るゝものは、被撰擧人たるを得ざるへし
 - 一、懲役一年以上實決の刑を受け、滿七年を経過せざるもの
 - 一、身代限の處分を受け、未だ辨償を畢へざるもの
 - 一、他より寄留のもの
 - 一、丁年未滿のもの
 - 一、懲戒免職に處せられ滿二年を経過せざるもの
 - 一、曾て軍人軍屬にして再任の禁を受居るもの

第六條 左の各款に觸るゝものは、撰擧人たることを得ざるへし

- 一、懲役一年以上實決の刑を受け、滿七年を経過せざるもの
 - 一、戸主にあらざるもの
 - 一、他より寄留のもの
- 但該町村に土地若くは家屋を所有する者は此限にあらず
- 第七條 公撰投票の期日は郡區役所に於て之を豫定し、遅くも日數五日以前に之を該町村に告示し、當日其町村議員をして各投票を纏めしめ、其郡區役所へ差出さしむへし
- 第八條 投票 期限迄に左の書式に倣ひ上封をなし、其町村議員に出すへし、議員之を携帯し郡區役所に出頭し、郡區長は議員の面前に於て開封すへし

町村番地
何 某
右戸長に撰舉候也

町村番地
誰 印
明治 年 月 日

第九條 投票多數を得たる者を當撰人とし、同數なれば年長を採り、同年ならば抽籤を以て之を定め、郡區長に於て其人
名族籍票數等を記載し、本廳に具申すへし

但抽籤の法は郡區長の面前に於て、議員之を行ふへし

第十條 投票開札の節、又は辭令書授受の前に於て當撰者其撰を辭するときは、直に二番札の者、仍ほ辭するときは再撰
すへし

第十一條 戸長任命の辭令は本廳より之を發し、所轄郡區役所より傳達せしむへし

但解職辭令も又本文に準ず

第十二條 戸長在職は滿二年を以て任期とす、任滿つれば前各條に準し再撰せしむへし
但滿任後再撰繼續するを得へし

別冊 (本文の通)

明治十五年六月三日甲第五十八號

明治十四年當府甲第七十二號布達左の通改正追加候條、此旨布達候事

第四條 戸長を撰舉云々

但理事に差支を生し、不都合と認むるときは之を解任し、更に公撰せしめ、或は不得已事情ある場合に於て
は公撰に附せざるへし

第五條 被撰人たるを得ざるもの左の如し

一、未丁年者

二、寄留人

三、身代限の處分を受け、未だ辨償の義務を終らざるもの

四、舊刑法懲役一年以上實決の刑を受け、滿期後滿五年を経ざる者

五、明治十五年一月一日以前、終身文武の官職を禁せられたる者

六、現行刑法に依り禁錮以上の刑を受け、附加の免刑を得ざる者

七、官吏懲戒令又は巡査懲罰則に依り免職處分を受け、滿二年を経ざる者

第六條 撰舉人たることを得ざる者左の如し

一、第五條各款に觸るゝ者

二、戸主にあらざる者

三、入籍後五十日を経ざる者

第二篇

大阪府制度の變遷

第一章

大阪府

第十三節

第十條 投票開札の節、又は辭令書授受の前當振者其撰を辭するとき、順次投票の多數を得たる者を取るへし、

明治十五年七月十三日甲第七十二號

明治十四年八月宮府甲第七十二號布達中、第二條左の通改正候條、此旨布達候事

第二條 郡及堺區は毎町村に戸長一名を置く、但三十戸未満の町村 最寄町村と聯合して戸長一名を置く、且三十戸以上の町村と雖も便宜に依り聯合し、又は三十戸未満の町村にして聯合の後三十戸以上に及び分離せんとするとき、尤可の上其翌年度より分合することを得

明治十五年十一月二十日乙第百五十七號

戸長役場職制及事務取扱心得別冊の通相定候條、此旨相達候事

但十三年五月十日付舊堺縣乙第六十號達並本文に抵觸する指令等は廢止す

戸長役場職制

- 一、戸長は事を府知事若しくは郡區長に受け、法律命令を部内に示し、町村内の事務を総理す
- 一、戸長は郡區長の監督に屬すと雖も、諸官衙主管の事務に就ては其官衙の指揮を受く
- 一、戸長は法律命令又は規則に依り執行したる條件は、郡區長に報告す
- 一、戸長は町村共同の事を理し、協議費を徴收して部内の支費に充ることを得、其豫算決算は郡區長に報告し、會議の設ある町村は先の豫算を會議に附し、其評決を経て施行し、決算も亦會議に報告すへし
- 一、戸長は郡區長の許可を得て、役場に屬する用掛・筆生以下へ進退し、事務の分掌を命す
- 一、戸長は町村會規則に據り、議案を該會に付し、評決の後之を施行し、又は其評決不適當と認めるときは施行せざることを得

一、戸長の處分不當なりとするときは、府知事若しくは郡區長より取消を命ぜらるることある可し

一、用掛・筆生は事か戸長に受け、庶務を分掌す

一、用掛は戸長不在若しくは事故あるときは、代理の任を受く、

戸長事務取扱心得

第一章

第一條 布告・布達・告示・告諭等を町村内に示す事

第二條 地租及諸税を取纏め上納する事

第三條 戸籍の事

第四條 徴兵下調の事

第五條 地所・建物・船舶買入書へ並賣買に奥書加印の事

徴兵令に據り毎年徴兵適齡國民軍及免役に當る者を調査し、同事務條例第四章第二十條に依り各自届を區別し、毎年九月二十五日限郡區役所へ差出すへし

戸籍は保存方常に注意を加へ、出生死亡届、婚姻相續養子女取組及離縁届、分家並に全戸及家族他へ附籍届、旅行寄留届、移住同居失踪逃亡届、失踪逃亡復籍届等のある毎に原簿を加除すへし

徴兵令に據り毎年徴兵適齡國民軍及免役に當る者を調査し、同事務條例第四章第二十條に依り各自届を區別し、毎年九月二十五日限郡區役所へ差出すへし

徴兵令に據り毎年徴兵適齡國民軍及免役に當る者を調査し、同事務條例第四章第二十條に依り各自届を區別し、毎年九月二十五日限郡區役所へ差出すへし

徴兵令に據り毎年徴兵適齡國民軍及免役に當る者を調査し、同事務條例第四章第二十條に依り各自届を區別し、毎年九月二十五日限郡區役所へ差出すへし

徴兵令に據り毎年徴兵適齡國民軍及免役に當る者を調査し、同事務條例第四章第二十條に依り各自届を區別し、毎年九月二十五日限郡區役所へ差出すへし

徴兵令に據り毎年徴兵適齡國民軍及免役に當る者を調査し、同事務條例第四章第二十條に依り各自届を區別し、毎年九月二十五日限郡區役所へ差出すへし

第二篇 大阪府制度の變遷

第一章 大阪府

第十三節

年三太政官第二十八號布告船積賣買書入買入規則・同十三年^甲太政官第五十二號布告土地賣買讓渡規則等に據り取扱ふへし、但奥書加印は戸長の實印を捺し、割印は戸長役場の印を用ひへし

第六條 地券臺帳の事

地券臺帳を製し置き、地所賣買讓渡、其他地所變換等凡て地券書替願濟之分は、漏なく臺帳を訂正すへし

第七條 迷子・棄兒及變死人・行倒人其他非常の事變あるときは、速に管轄警察署又は分署へ報知し、棄兒は養育人の有無を取調郡區役所へ報知すへし、變死人・行倒人は警察署檢視の上は、死屍引渡を受けたるとき假に埋葬し、原籍不分明の者は日數三十日間往還に建札をなすへし、變死人・行倒人とも其所持の金員及物品あるときは、明治八年^丙内務省乙第二百二十三號・同十五年^甲太政官第四十九號布告に照し取扱ふへし

第八條 天災又は非常の難に遭ひ、目下窮迫の者を具狀する事

水火風震等の災に罹り目下凍餒に迫る者あるときは、速に郡區役所に報知し、事實の緩急大小を量り、郡區長へ救助施行を請求すへし

第九條 孝子・節婦其他篤行の者を具狀する事

孝子・節婦・義僕婢其他篤行特殊の者あるときは、其平生の行狀詳細取調、郡區役所を経由して府廳へ具狀すへし

第十條 町村の幼童就學勸誘の事

教育の旨趣懇篤説諭し、務て幼童を學に就かしめ、其幼童の就學に差支へざる様父兄を獎勵し、資格を具備せしむへし

第十一條 町村内人民の印形簿を整理する事

印章は公私の證據となり、最重要のものに付、町村内人民印形簿を調製し置き、且改印等の都度印形を徴し整備すへし

第十二條 諸帳簿保存管守の事

諸帳簿は水火風雨震等の災に罹らざる様、豫め管守方厚く注意すへし

第十三條 地方税に係る河港・道路・堤防・橋梁其他修繕保存すべきものに付、利害を具狀する事

河港・道路・橋梁等は常に毀損の有無を檢し、修繕保存の得失を郡區役所に報告すへし、其堤防・川除等の修繕を要するものは、十五年^甲第六十四號布達及同年^乙第九十一號告示に照し取扱ふ可し

第二章

第十四條 區町村會に係る事務を理する事

區町村會は明治十三年^甲太政官第十八號布告・同十四年^乙太政官第七號布告・同年^丙當府乙第四百四十六號達等に照し取扱ふへし

第十五條 統計表に關する事

農商工業其他統計に係る調査は、府廳若くは郡區役所の達に據り、其期を愆らす且勉めて實額を失はざる様注意すへし

第十六條 學事に關する事

學事に係る費用は、明治十四年十一月當府乙第四百四十六號達に照し、諸事學務委員と協議を遂げ取扱ふへし

第十七條 種痘及傳染病豫防等、衛生上一切の事務に關する事

明治九年内務省甲第十六號布達に據り種痘者を取調へ、再三種を促し其普及を計へし、同十四年十二月當府乙第五百五十三號達に照し衛生上に關する死亡出産等の統計表を調査し、郡區役所へ差出し、同十五年八月當府乙第四百六號達に依り傳染病豫防に従事すへし、大阪四區に於ては同十四年當府第八十號布達に依り管民施療患者を取調へ、普く救療を受

けしむへし

第十八條 國稅・地方稅・備荒儲蓄金・賦金等不納の者を具狀する事

徵收期限を過ぎ、國稅・地方稅・備荒儲蓄金・賦金等を上納せざる者あるときは、納期後三日以内に其課目納金額事由等を詳記し郡區長へ具狀し、身代限の者あり其財産附立の際國稅・地方稅・備荒儲蓄金・賦金に不納あれば、直に其旨郡區長へ申告すへし

第十九條 地理に關する事

地籍帳及地圖を製し置き、土地に變換を生し其處分を畢るものは直に手入を爲す可し

第二十條 官金貸下返納等に係る事

凡貸下金は返納期限を忽らす取集の上納すへし、若し貸下金之ある人民に於て資産分散或は身代限及代換若しくは轉住等總て異動あるに於ては、其事實を詳記し郡區長に報告すへし

第二十一條 街燈之事

街燈の顛倒若しくは破損あらば、速に區役所に報告すへし

第二十二條 協議費に係る事

町村會評決の趣旨に基き、協議費の收支を明にし、兼て精算報告の準備となす可し

第二十三條 農工商業の隆盛を計る事

町村の人民を誘導して産業を勉めしめ、遺利を興し、改良を加へ、弊害を矯め、及水陸運輸の便を開くべき見込あるときは、郡區長若しくは府知事に其意見を具申すへし

第二十四條 森林繁殖を計る事

水源涵養・土砂扞止・風潮防禦・雪支柱及魚付場等森林は、明治十五年即ち太政官第三號布達の趣旨に基き、漫に伐採せしめざる様注意し、且森林伐採跡荒蕪の山地には樹木の栽植を勸奨すへし

第二十五條 牛疫其他家畜傳染病豫防の事

畜牛發病するときは、明治十三年即ち本府地第八十七號により速に其手續を行ひ、其他家畜の傳染病に罹るときは、衛生委員牛疫検査係と商議し、郡區長の指揮を受け、或は直に處分の上、郡區役所を経て本府に報告すへし

第三章

第二十六條 諸願・伺・届奥印の事

人民諸願・伺・届奥印は、明治十四年本府甲第八十八號布達に據り取扱ふへし

第二十七條 役場用掛若しくは筆生以下進退に係る事

戸長に附屬する用掛・筆生等を雇ふときは、本人履歴書を添へ郡區長に具申し、其許可を得戸長に於て申付へし
戸長旅行病氣忌引等にて不在の節は、用掛若しくは筆生を以て其職務を取扱はしむへし

第二十八條 役場一切の印を管守する事

役場の印章は最重要のものに付、鄭重に管守すへし

第二十九條 役場修繕及諸器械物品等調度の事

諸器械物品は地方稅を以て買入る、ものと協議費を以て購入するものと、常に區別を相立、其目錄を製して丁寧に保存すへし

第三十條 戸長にして自分所有の地所・建物・船舶等質入書入及質買せんとするとき、又は同町村内に在る他人の地所・建物・船舶を抵當とし金穀を貸與へんとするときは、其該書面公證は戸長次席の役を勤むる者(用印)に取扱はせ、公證の割印は戸長役場印を用ひ、其由を割印帳に登録し置くべし

第三十一條 戸長用印(用印)の間に、各自所有の地所・建物・船舶等五に質入書入質買譲渡をなさんとするとき、該證書面へ奥書割印の儀は隣村戸長をして取扱はしめ、其事由を割印帳に登録爲致置くべし
但役場印並割印帳は本村のものを用ひべし

第三十二條 其町村公同の訴訟を請ふるは、戸長其職名を以て原告本人たるを得べし

第十四節 郡及び堺區町村の分合

管内區郡を通じ、毎町村制の實際に行はれざるを以て、大阪四區は已に之を除外して聯合制と爲し、其の他の郡部及び堺區のみ依然毎町村制を原則とし來りたるも、實施上の經驗に依れば不適當なる町村あり、又例外として聯合を許したる町村にして却て分離の要を認むるものありしかば、明治十六年二月九日甲第八號を以て、此等の町村に對して同月二十八日限り分合を行ひて、其の聯合のものは三月一日、分離のものは七月一日を施行期と爲し、同日丙第二十二號を以て現在の聯合戸長は二十八日限り、分離に屬する戸長は六月三十日限り之を廢し、更に選舉して其月二十日迄に當選人を届出づべきことを當該郡區役所に命じて決行せり。是に於て堺區は全部、其の他奈良・郡山等の市街地及び特

別の事情ある村落は概ね聯合制となれり。

一、戸長の撰學規則を同年三月七日甲第十一號を以て改定し、明治十四年甲第七十一號中の第四條以下及び同十五年甲第五十八號(兩號とも第十二節にあり)を廢し、戸長は公選を以て選舉するも、時宜に依りては官選することあるべしと爲し、又任期は從來の滿二ヶ年を改めて滿四ヶ年とし、前任者の再選を許せり。給料は従前の通りにして異動なし。其の身分取扱は明治十五年十二月二十八日太政官第七十一號達に依り、同十六年一月十八日乙第七號を以て現在の戸長を十七等に準すべき旨を郡區役所・戸長役場に達せらる。

聯合せしもの

和泉國

堺區 (二百九十九ヶ町)

- 一、並町町 北半町 同 西一丁 北旅籠町 同 東一丁 同 東二丁
- 同 西二丁 同 西二丁 同 西三丁 櫻之町 同 東一丁 同 東二丁
- 同 西一丁 同 西二丁 同 西三丁 綾之町 同 東一町 同 東二町
- 同 西一丁 同 西二丁 同 西三丁 北附洲新田(二十二ヶ町)
- 一、錦之町 同 東一丁 同 東二丁 同 西一丁 同 西二丁 同 西三丁

柳之町 同東二丁 同東二丁 同西二丁 同西二丁
 九間町 同東二丁 同東二丁 同西二丁 同西二丁
 神明町 同東二丁 同東二丁 同西二丁 同西二丁
 (二十四ヶ町)
 一、宿屋町 同東二丁 同東二丁 同西二丁 同西二丁
 材木町 同東二丁 同東二丁 同東四丁 同西二丁
 同西二丁 車之町東二丁 同東二丁 同東四丁 (十七ヶ町)
 一、櫛屋町東二丁 同東二丁 同東四丁 同東五丁 戎之町東二丁
 同東二丁 同東三丁 同東五丁 同東六丁 熊野町東二丁
 同東二丁 同東三丁 同東四丁 同東五丁 同東六丁 (十七ヶ町)
 一、市之町東二丁 同東二丁 同東四丁 同東五丁 同東六丁
 甲斐町東二丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁 同東二丁
 同東三丁 同東四丁 同東二丁 同東三丁 (十七ヶ町)
 一、車之町 同西二丁 同西二丁 櫛屋町 同西二丁
 戎之町 同西二丁 同西二丁 熊野町 同西二丁 同西二丁

同西三丁 市之町 同西二丁 同西二丁 同西三丁 同西四丁
 同西五丁 戎島一丁 同二丁 同三丁 吾妻橋通二丁 同二丁
 同三丁 同四丁 夷島附洲新田 (二十七ヶ町)
 一、甲斐町 同西二丁 同西三丁 同西四丁 同西五丁
 大町 同西二丁 同西三丁 同西四丁 宿院町
 同西二丁 同西二丁 同西四丁 榮橋通二丁 同二丁
 龍神橋通二丁 同二丁 住吉橋通二丁 大濱通二丁 同二丁
 同三丁 同四丁 中附洲新田 (二十七ヶ町)
 一、中之町 同東二丁 同東二丁 同西二丁 同西一丁 寺地町
 同東二丁 同東二丁 同東三丁 同西一丁 少林寺町 同東二丁
 同東二丁 同東三丁 同西一丁 (十五ヶ町)
 一、中之町西二丁 同西三丁 同西四丁 寺地町西二丁 同西三丁 同西四丁
 少林寺町西二丁 同西三丁 同西四丁 新在家町西二丁 同西三丁 同西四丁
 同西五丁 南旅籠町西二丁 同西三丁 同西四丁 同西五丁 南半町西二丁
 南附洲新田 (十九ヶ町)

一、新在家町 同 東一丁 同 東二丁 同 東三丁 同 東四丁 同 西一丁
 南旅籠町 同 東二丁 同 東三丁 同 東三丁 同 西一丁 南半町
 同 東一丁 同 西一丁 (十四ヶ町)

河内國

安宿部郡

一、玉手村 圓明村 (二ヶ村)

茨田郡

一、横地村 常稱寺村 (二ヶ村)

一、八番村 北十番村 下島村 南十番村 (四ヶ村)

一、東橋波村 西橋波村 (二ヶ村)

一、濱村 燒野村 下村 安田村 (四ヶ村)

一、赤井村 水野村 新田村 諸福村 御領村 太子田村

同 灰塚村 中村新田 三箇村 尼ヶ崎新田 尼ヶ崎新々田 御供田村

同 横山新田 (十三ヶ村)

讚良郡

一、北條村 野崎村 寺川村 龍間村 中垣内村 深野新田

深野北新田 深野南新田 (八ヶ村)

大和國

添上郡

一、雜司村 春日野村 水門村 登大路村 油留木町 押上町

南半田東町 北半田東町 川久保町 今小路町 東笹鉾町 中御門町

東包永町 手具町 今在家町 北御門町 奈良坂町 川上出屋敷

興善院町 般若寺町 川上村 奈良坂村 般若寺村 東之坂町

(二十四ヶ町村)

一、中院町 霍福院町 不審ヶ辻子町 御所馬場 鵠町 芝突抜町

公納堂町 毘沙門町 藥師堂町 納院町 川の上町 築地の内町

川の上突抜町 田中町 七軒町 新屋敷町 梅園 紀寺町

紀寺東口町 草小路町 中通町 東十輪院町 十輪院町 十輪院畑町

地藏町 大軒町 福智院町 下清水町 下清水南側町 笠屋町

久保町 幸下町 幸上町 闕伽井町 上清水 四軒町 上清水二軒町

頭塔山下 上清水町 上清水横町 頭塔町 下高畑町 破石町
 高畑町 上高畑町 高井町 新開町 新薬師町 不空院町
 能登川町 市の町 客養寺町 舟坂町 東福井町 西福井町
 舟坂横町 北大道町 松の南院町 丸山町 中天満町 片原町
 北天満町 字山の上 菩提 高畑町 紀寺村 中清水町
 (六十六ヶ町村)

一、中辻町 南新町 城戸町 瓦町 五軒町 八軒町
 十三軒町 中町 錦町 浄言寺町 南城戸町 南袋町
 小太郎町 南風呂町 小風呂町 馬場町 南中町 阿字萬字町
 下御門町 脇戸町 高御門町 陰陽町 鳴川村 三棟町
 木辻町 瓦堂町 花園町 京終町 京終地方西側町 京終地方東側町
 竹花町 柵町 肘塚町 肘塚村 井上町 元奥寺町
 西新屋町 芝新屋町 中新屋町 北室町 勝南院町 北京終町
 西木辻町 (四十三ヶ町村)
 一、多門町 北川端町 北袋町 西笹鉾町 後藤町 押小路町

北半田西町 北半田中町 南半田中町 南半田西町 半田突抜町 半田横町
 鍋屋町 北魚屋東町 北魚屋西町 南法蓮町 東新在家町 西新在家町
 西新在家弓所 北市町 舟橋町 芝辻町 奥芝町 坂新屋町
 菖蒲池町 北小路町 内侍原町 高天市百姓方 高天市町 西御門町
 中筋町 小西町 東向南町 東向中町 東向北町 花芝町
 宿院町 防屋敷町 大豆山町 大豆山突抜町 西包永町 法蓮村
 芝辻村 半田開畑中村 (四十五ヶ町村)
 一、橋本町 樽井町 元林院町 今御門町 池の町 東寺林町
 西寺林町 南市町 餅飯殿町 角振町 角振新屋町 上三條町
 本子守町 林小路町 漢國町 油坂町 今辻子町 下三條町
 油坂地方町 三條横町 三條東町 三條西町 彌勒堂町 三綱田町
 細川町 今井町 奥子守町 寺町 北向町 小川町
 椿井町 光明院町 東城戸町 西城戸町 柳町 南魚屋町
 杉ヶ町 油坂町 三條町 杉ヶ町村 百萬ヶ辻子町 西の坂村
 高天町 (四十三ヶ町村)

添下郡

- 一、南田原村 茗荷村 鉢ヶ坪村 (三ヶ村)
- 一、堺 町 鹽 町 魚 町 観音寺町 北鍛冶町 中鍛冶町
- 南鍛冶町 本 町 新中町 藪 町 奈良町 雜穀町
- 茶 町 野垣内町 綿 町 今井町 西奈良口町 東奈良口町
- 柳町一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 同 六丁目
- 柳裏町 豆腐町 紺屋町 東岡町 西岡町 北大工町
- 南大工町 矢田町 洞泉寺町 新紺屋町 車 町 高田町
- 材木町 (三十七ヶ町)
- 一、北郡山村 何和町 平の町 (三ヶ町村)
- 一、南郡山村 新木村 (二ヶ村)

宇陀郡

- 一、古市場村 宇賀志村 見田村 大澤村 大神村 入谷村
- 東郷村 下芳野村 上芳野村 岩崎村 駒歸村 稻戸村
- 岩端村 松井村 別所村 三宮寺村 (十六ヶ村)

吉野郡

- 一、折立村 高瀧村 小川村 上葛川村 東中村 下葛川村
- 神山村 玉置川村 竹筒村 山手谷村 (十ヶ村)
- 一、平谷村 山手村 谷垣内村 那知合村 桑畑村 七色村
- 込の上村 猿飼村 檜原村 (九ヶ村)
- 一、北和田村 上多古村 柏木村 八の波村 白川渡村 上谷村
- 神の谷村 伯母谷村 大迫村 (九ヶ村)

宇智郡

- 一、黒駒村 坂谷部新田 大野村 相谷村 新田村 犬飼村
- 山蔭村 大津村 火打村 大深村 中 村 檜辻村
- 上野村 表野村 田殿村 (十五ヶ村)
- 一、畑ヶ田村 古木の原村 (二ヶ村)

分離せしもの

攝津國

島下郡

大和國

添下郡

- 一、忍頂寺村 千提寺村 泉原村 (三ヶ村)
- 一、疋田村 青野村 秋篠村 中山村 押熊村 山陵村
- 佐紀村 歌姫村 横領村 南新村 北新村 平松村
- 二名村 三碓村 上村 南田原村 北田原村 高山村
- 鹿畑村 菅原村 (二十ヶ村)

山邊郡

- 一、染田村 多田村 (二ヶ村)

甲第八號

本年二月二十八日限り左の通分合し、更に各戸長一名を置、其聯合の向は來る三月一日より、其分離の向は七月一日より施行候條、此旨布達候事

明治十六年二月九日

大阪府知事 建野郷三

左記 (本文の趣に付す)

明治十六年三月七日甲第十一號達 (同十七年六月甲第四、十八號を以て廢止)

戸長撰擧法左の通相定候條、此旨布達候事

但明治十四年當所甲第七十二號布達中第四條以下、及明治十五年甲第五十八號布達は廢止とす

戸長撰擧規則

第一條 戸長は公撰を以て撰擧す

但時宜に依り官撰することあるへし

第二條 被撰擧人たるを得ざるもの左の如し

- 一、未丁年者
- 二、身代限の處分を受け、未だ辨償を終へざる者
- 三、新法に依り公權を剝奪及停止せられたる者、又は一年以上輕重禁錮の刑に處せられ、主刑滿期後五ヶ年を経ざる者
- 四、舊法に據り懲役一年以上實決の刑を受け、滿期後五ヶ年を経ざる者
- 五、明治十五年一月一日以前終身文武の官職を禁せられたる者
- 六、官吏懲戒令又は巡査懲戒令に依り免職處分を受け滿二年を経ざる者

第三條 撰擧人たるを得ざる者左の如し

- 一、第二條各款に當る者
- 二、男戸主にあらずる者
- 三、寄留人

但該所村に土地若くは家屋を所持する者は此限にあらず

第四條 公撰投票の期日は郡區役所に於て之を豫定し、遅くも日數五日以前に之を該町村に告示し、當日其の町村議員をして各投票を纏めしめ、其郡區役所へ差出さしむべし

第五條 投票人は左の書式に準し上封をなし、期日迄に其の町村議員に出す、議員之を携帶郡區役所に出頭し、郡區長は議員の面前に於て開封すべし

右戸長に撰舉候也	村町	某
明治 年 月 日	村町	何 某 印

第六條 投票多數を得たる者を當撰人とし、同數なれば年長を取り、同年なれば抽籤を以て之を定め、郡區長に於て其人名族籍票數を記載し、本廳に具申すべし

但抽籤は郡區長の面前に於て議員之を行ふべし

第七條 當撰者其撰を辭するときは、三番札迄順次投票多數の者を探るべし

第八條 戸長は滿四年毎に改撰す、但前任の者を再撰することを得

第十五節 戸長役場管理區域の設定

町村行政の任に當れる從來の職員中、大阪市街地に於ける大年寄及び助役(後總區長と改稱す)を除くの外は、中年寄・少年寄・戸長・副戸長等に至るまで、何れも其の町村人民に公選せしめて其の當選人に命じ來りしが、政府は明治十七年五月七日第四十一號を以て、戸長は總て府知事・縣令之を撰任す、但し町村人民をして三人乃至五人を撰舉せしめ、府知事・縣令其の中に就て撰任することを得べしと公布し、同日内務卿は乙第二十五號を以て、該布告に依り町村人民をして撰舉せしむるときは、町村會議員を撰舉するの例に照準すべき旨を達せられしかば、本府は該布告に基き、同年六月二十四日甲第四十八號を以て其の施行期を七月一日よりと定め、明治十六年の甲第十一號戸長撰舉法を同日限り廢止せり、依て戸長の選任は多年の因習を破りて純然たる官選となれると共に、本府は復た之と同時に甲第四十七號を以て戸長役場管理區域を設定して同日より施行し、從來の戸長配置法を廢止したり。蓋し本府は嚮に毎町村戸長制を採りしも宜きを得ざるものあり、大阪四區及び堺區其の他奈良・郡山等漸次聯合制に改め來れるの時運に際せしかば、此の戸長の官選となりたるを機會として、管内一般を通じて等しく聯合制となし、其の聯合町村を以て戸長役場の管理區域となしたるものならん。戸長役場管理區域は左記の如くにして、攝津國一百六十・和泉國九十四・河内國一百二十九・大和國二百八、計五百

九十一となり、戸長役場の受持區域擴大しければ、翌二十五日乙第八十七號を以て、戸長役場の位置は成るべく中央至便の地を撰定して、來る七月十五日限り届出づべき旨を達し、戸長役場の名稱は九月二十日甲第百二十九號を以て、其の管理町村名を一々列記して何_郡何_町戸長役場と呼ばしめ、其の町村數の多くして列掲に不便なるものは、其の役場所在の町村名を掲げて何_郡何_町外何ヶ_村役場と稱せしむ。但し役場の門標は、渾て其の管理する町村名を列掲すべしとせり。尙町村人民をして戸長を選舉せしむる場合に於ける戸長選舉規則を定め、同年八月十八日甲第五十八號を以て之を發布せり。然れども此の選舉規則を適用せしことは一回もなかりしといふ。

攝津國 (二百六十戸長役場)

東區役所部内 (九戸長役場・一百五十七ヶ町)

第一 戸長役場 (二十四ヶ町)

- | | | | | |
|------|----------|------|---------|--------|
| 廣小路町 | 上本町一丁目 | 龍造寺町 | 十二軒町 | 粉川町 |
| 神崎町 | 内久寶寺町二丁目 | 同二丁目 | 同三丁目 | 同四丁目 |
| 住吉町 | 和泉町一丁目 | 同二丁目 | 南農人町二丁目 | 同二丁目 |
| 材木町 | 農人橋一丁目 | 同二丁目 | 農人橋詰町 | 兩替町二丁目 |
| 同二丁目 | 谷町四丁目 | 同五丁目 | 法圓阪町 | |

第二 戸長役場 (二十六ヶ町)

- | | | | | |
|--------|---------|---------|--------|--------|
| 常盤町一丁目 | 同二丁目 | 鍵屋町二丁目 | 同二丁目 | 内本町橋詰町 |
| 徳井町一丁目 | 同二丁目 | 北新町二丁目 | 同二丁目 | 南新町一丁目 |
| 同二丁目 | 糸屋町一丁目 | 同二丁目 | 大手通二丁目 | 同二丁目 |
| 豊後町 | 内平野町二丁目 | 同二丁目 | 谷町二丁目 | 同三丁目 |
| 内本町一丁目 | 同二丁目 | 内淡路町二丁目 | 同二丁目 | 大手前の町 |
| 馬場町 | | | | |

第三 戸長役場 (十五ヶ町)

- | | | | | |
|--------|-------|--------|-------|-------|
| 船越町一丁目 | 同二丁目 | 釣鐘町一丁目 | 同二丁目 | 島町一丁目 |
| 同二丁目 | 石町一丁目 | 同二丁目 | 京橋一丁目 | 同二丁目 |
| 同三丁目 | 谷町一丁目 | 高麗橋詰町 | 京橋前の町 | 杉山町 |

第四 戸長役場 (十二ヶ町)

- | | | | | |
|--------|--------|-------|--------|--------|
| 北濱一丁目 | 同二丁目 | 今橋一丁目 | 同二丁目 | 高麗橋一丁目 |
| 同二丁目 | 伏見町一丁目 | 同二丁目 | 道修町一丁目 | 同二丁目 |
| 平野町一丁目 | 同二丁目 | | | |

第五 戸長役場 (十二ヶ町)

淡路町一丁目 同 二丁目 瓦町一丁目 同 二丁目 備後町二丁目
 同 二丁目 安土町一丁目 同 二丁目 本町一丁目 同 二丁目
 南本町一丁目 同 二丁目

第六 戸長役場 (十二ヶ町)

唐物町一丁目 同 二丁目 北久太郎町二丁目 同 二丁目 南久太郎町二丁目
 同 二丁目 北久寶寺町二丁目 同 二丁目 南久寶寺町二丁目
 博勞町一丁目 同 二丁目

第七 戸長役場 (十七ヶ町)

唐物町三丁目 同 四丁目 北久太郎町三丁目 同 四丁目 南久太郎町三丁目
 同 四丁目 北久寶寺町三丁目 同 四丁目 南久寶寺町三丁目
 博勞町三丁目 同 四丁目 南渡邊町 上難波北の町 上難波南の町
 横堀五丁目 同 六丁目

第八 戸長役場 (十八ヶ町)

淡路町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 瓦町三丁目 同 四丁目

第九 戸長役場 (二十一ヶ町)

同 五丁目 備後町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 安土町三丁目
 同 四丁目 本町三丁目 同 四丁目 南本町三丁目 同 四丁目
 北渡邊町 横堀三丁目 同 四丁目
 北濱三丁目 同 四丁目 同 五丁目 大川町 今橋三丁目
 同 四丁目 同 五丁目 高麗橋三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 伏見町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 道修町三丁目 同 四丁目
 同 五丁目 平野町三丁目 同 四丁目 同 五丁目 横堀一丁目
 同 二丁目

西區役所部内 (十一戸長役場・一百七十五ヶ町)

第一 戸長役場 (十五ヶ町)

土佐堀通一丁目 同 二丁目 土佐堀裏町 江戸堀上通二丁目 同 二丁目
 江戸堀北通二丁目 同 二丁目 江戸堀南通二丁目 同 二丁目 江戸堀下通二丁目
 同 二丁目 京町堀上通二丁目 同 二丁目 京町堀通二丁目 同 二丁目
 第二 戸長役場 (十八ヶ町)

土佐堀通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 江戸堀北通三丁目 同 四丁目
 同 五丁目 京町堀南通三丁目 同 四丁目 同 五丁目 京町堀下通三丁目
 同 四丁目 同 五丁目 京町堀上通三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 京町堀通三丁目 同 四丁目 同 五丁目

第三 戸長役場 (十七ヶ町)

靱北通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 靱上通一丁目
 同 二丁目 同 三丁目 靱中通二丁目 同 二丁目 同 三丁目
 靱下通一丁目 同 二丁目 靱南通二丁目 同 二丁目 同 三丁目
 同 四丁目 同 五丁目

第四 戸長役場 (十六ヶ町)

阿波堀通一丁目 同 二丁目 同 三丁目 阿波堀裏町 阿波座上通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 阿波座中通一丁目 同 二丁目 阿波座下通一丁目
 同 二丁目 立賣堀北通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 阿波座一番町
 同 二番町

第五 戸長役場 (十六ヶ町)

阿波堀通四丁目 同 五丁目 阿波座三番町 同 四番町 薩摩堀東の町
 同 西の町 同 南の町 同 北の町 薩摩堀裏町 江の子島上の町
 同 東の町 同 西の町 立賣堀北通四丁目 同 五丁目 同 六丁目
 立賣堀裏町

第六 戸長役場 (二十四ヶ町)

立賣堀南通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 同 六丁目 新町北通一丁目 同 二丁目 新町通一丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 新町南通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 裏新町 西長堀北通二丁目
 同 二丁目 同 三丁目

第七 戸長役場 (二十五ヶ町)

西長堀南通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 北堀江上通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 北堀江通二丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 同 六丁目 北堀江下通一丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 同 六丁目

北堀江通二丁目 同 二丁目 北堀江一番町 同 二番町 同 三番町

第八 戸長役場 (十八ヶ町)

南堀江通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 南堀江上通二丁目

同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 南堀江下通二丁目 同 二丁目

同 三丁目 西道頓堀通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目

幸町通二丁目 同 二丁目 同 三丁目

第九 戸長役場 (十一ヶ町)

南堀江通五丁目 同 六丁目 南堀江上通五丁目 南堀江下通四丁目 南堀江一番町

同 二番町 同 三番町 西道頓堀通五丁目 同 六丁目 幸町通四丁目

同 五丁目

第十 戸長役場 (八ヶ町)

松島町二丁目 同 二丁目 仲の町二丁目 同 二丁目 高砂町二丁目

同 二丁目 十返町 花園町

第十一 戸長役場 (七ヶ町)

本田町通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 本田一番町 同 二番町

同 三番町 梅本町

南區役所部内 (十三戸長役場・九十二ヶ町)

第一 戸長役場 (十四ヶ町)

上本町筋三丁目 同 三丁目 内安堂寺橋通二丁目 同 二丁目 同 三丁目

南桃谷町 北桃谷町 東新瓦屋町 西新瓦屋町 空堀町

谷町筋六丁目 同 七丁目 田島町 松屋町

第二 戸長役場 (五ヶ町)

瓦屋町一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町 同 五番町

第三 戸長役場 (八ヶ町)

順慶町通二丁目 同 二丁目 安堂寺橋通二丁目 同 二丁目 鹽町通二丁目

同 二丁目 末吉橋通二丁目 同 二丁目

第四 戸長役場 (九ヶ町)

順慶町通三丁目 同 四丁目 安堂寺橋通三丁目 同 四丁目 鹽町通三丁目

同 四丁目 末吉橋通三丁目 同 四丁目 横堀七丁目

第五 戸長役場 (五ヶ町)

心齋橋筋一丁目 鱧谷西の町 大寶寺町西の町 西清水町 北炭屋町

第六 戸長役場 (六ヶ町)

心齋橋筋二丁目 久左衛門町 三津寺町 八幡町 周防町

南炭屋町

第七 戸長役場 (六ヶ町)

長堀橋筋二丁目 千年町 玉屋町 笠屋町 疊屋町

宗右衛門町

第八 戸長役場 (四ヶ町)

鱧谷中の町 大寶寺町中の町 東清水町 長堀橋筋二丁目

第九 戸長役場 (七ヶ町)

間屋町 鱧谷東の町 大寶寺町東の町 竹屋町 南綿屋町

大和町 鍛冶屋町

第十 戸長役場 (九ヶ町)

二つ井戸町 高津町一番町 同二番町 同三番町 同四番町

同五番町 同六番町 同七番町 御藏跡町

第十一 戸長役場 (六ヶ町)

日本橋筋二丁目 東櫓町 阪町 高津町八番町 同九番町

同十番町

第十二 戸長役場 (四ヶ町)

日本橋筋二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目

第十三 戸長役場 (九ヶ町)

西櫓町 九郎右衛門町 湊町 難波新地一番町 同二番町

同三番町 同四番町 同五番町 同六番町

北區役所部内 (十戸長役場・九十四ヶ町)

第一 戸長役場 (三ヶ町)

相生町 網島町 野田町

第二 戸長役場 (十四ヶ町)

川崎町 新川崎町 白屋町 今井町 朝日町

龍田町 瀧川町 天満橋筋二丁目 空心町一丁目 金屋町一丁目

岩井町一丁目 信保町一丁目 河内町一丁目 壺屋町一丁目

第三 戸長役場 (十ヶ町)

松ヶ枝町 天満橋筋三丁目 同三丁目 同四丁目 空心町二丁目
金屋町二丁目 岩井町二丁目 信保町二丁目 河内町二丁目 壺屋町二丁目

第四 戸長役場 (八ヶ町)

此花町一丁目 天満橋筋二丁目 地下町 市の町 天神筋町
菅原町 鳴尾町 樽屋町

第五 戸長役場 (十二ヶ町)

此花町二丁目 天神橋筋三丁目 同三丁目 同四丁目 大工町
末廣町 南森町 北森町 旅籠町 鷗屋町
東堀川町 紅梅町

第六 戸長役場 (十二ヶ町)

老松町一丁目 同二丁目 同三丁目 源藏町 西堀川町
伊勢町 富田町 木幡町 若松町 樋の上町
真砂町 絹笠町

第七 戸長役場 (十四ヶ町)

曾根崎新地一丁目 同二丁目 同三丁目 堂島濱通一丁目 同二丁目
同三丁目 同四丁目 堂島裏二丁目 同二丁目 同三丁目
堂島中一丁目 同二丁目 堂島船大工町 堂島北町

第八 戸長役場 (十一ヶ町)

中の島二丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目
同六丁目 同七丁目 常安町 宗是町 玉江町一丁目
同二丁目

第九 戸長役場 (五ヶ町)

安治川通上二丁目 同二丁目 安治川通北二丁目 同二丁目 同三丁目

第十 戸長役場 (五ヶ町)

安治川通南二丁目 同二丁目 同三丁目 富島町 古川町
東成郡 郡役所部内 (二十六戸長役場・一百一十一ヶ町村)

東成郡 (十六戸長役場・六十二ヶ村)

第一 戸長役場 (二ヶ村)

天王寺村 阿部野村

- 第二 戸長役場 (三ヶ村)
南平野町 北平野町 東高津村
- 第三 戸長役場 (五ヶ村)
國分村 林寺村 林寺新家村 田島村 舍利寺村
- 第四 戸長役場 (五ヶ村)
猪飼野村 木野村 小橋村 東小橋村 岡村
- 第五 戸長役場 (三ヶ村)
玉造村 西玉造村 森村
- 第四 戸長役場 (四ヶ村)
中道村 古屋敷地 中濱村 本庄村
- 第七 戸長役場 (四ヶ村)
中川村 大友村 片江村 腹見村
- 第八 戸長役場 (四ヶ村)
大今里村 東今里村 西今里村 深江村
- 第九 戸長役場 (四ヶ村)

- 左專道村 天王田村 永田村 鴨野村
- 第十 戸長役場 (二ヶ村)
放出村 下の辻村
- 第十一 戸長役場 (四ヶ村)
蒲生村 新喜多新田 布屋新田 今福村
- 第十二 戸長役場 (五ヶ村)
中野村 善源寺村 澤上江村 友淵村 毛馬村
- 第十三 戸長役場 (四ヶ村)
野田村 野江村 關目村 内代村
- 第十四 戸長役場 (四ヶ村)
赤川村 中村 荒生村 江野村
- 第十五 戸長役場 (四ヶ村)
南島村 森小路村 今市村 千林村
- 第十六 戸長役場 (五ヶ村)
馬場村 貝脇村 別所村 上の辻村 般若寺村

住吉郡 (十戸長役場・四十九ヶ町村)

第十七戸長役場 (七ヶ町)

平野流町 同泥堂町 同馬場町 同西脇町 同野堂町 同背戸口町
同市町

第十八戸長役場 (四ヶ村)

今在家村 新在家村 今林村 桑津村

第十九戸長役場 (四ヶ村)

北田邊村 南田邊村 猿山新田 松原新田

第二十戸長役場 (五ヶ村)

喜連村 湯谷島村 鷹合村 砂子村 中野村

第二十一戸長役場 (三ヶ村)

寺岡村 堀村 前堀村

第二十二戸長役場 (六ヶ村)

苧田村 我孫子村 庭井村 杉本村 杉本新田 山の内村

第二十三戸長役場 (五ヶ村)

澤の口村 遠里小野村 千体村 殿辻村 上住吉村

第二十四戸長役場 (二ヶ町村)

住吉村 長峽町

第二十五戸長役場 (五ヶ町村)

安立町 濱口村 南濱口村 島村 七道領

第二十六戸長役場 (八ヶ村)

南加賀屋新田 北加賀屋新田 村上新田 北島新田 柴谷新田 嬰木新田

櫻井新田 庄左衛門新田

西成郡役所部内 (三十五戸長役場・一百三十六ヶ町村)

第一戸長役場 (二ヶ村)

今在家村 中在家村

第二戸長役場 (二ヶ村)

勝間村 津守新田

第三戸長役場 (十ヶ町)

榮町 洲先町 穂波町 菜摘町 霧島町 七瀬町

藻荇町 入江町 野上町 千里町

第四 戸長役場 (三ヶ町村)

難波村 西側町 材木置場町

第五 戸長役場 (二ヶ村)

今宮村

第六 戸長役場 (二ヶ村)

西高津村

第七 戸長役場 (二ヶ村)

清堀村

第八 戸長役場 (二ヶ村)

木津村

第九 戸長役場 (二ヶ村)

九條村

第十 戸長役場 (四ヶ町村)

三軒家村 三軒家町 岩崎新田 泉尾新田

第十一 戸長役場 (十二ヶ村)

北加島新田 平尾新田 千歳新田 小林新田 南加島新田 難波島町

中口新田 今木新田 千島新田 炭屋新田 岡田新田 上田新田

第十二 戸長役場 (十一ヶ村)

市岡新田 池山新田 木屋新田 湊屋新田 石田新田 田中新田

八幡屋新田 池田新田 北福崎新田 南福崎新田 前田屋新田

第十三 戸長役場 (二ヶ町)

天保町

第十四 戸長役場 (十一ヶ村)

南新田 六軒屋新田 春日出新田 四貫島村 西野新田 恩貴島新田

秀野新田 島屋新田 本西島新田 常吉新田 北西島新田

第十五 戸長役場 (二ヶ村)

下福島村 安井村

第十六 戸長役場 (二ヶ村)

上福島村

第十七戸長役場 (二ヶ村)

曾根崎村

第十八戸長役場 (二ヶ村)

北野村

第十九戸長役場 (二ヶ村)

川崎村

第二十戸長役場 (二ヶ村)

野田村

第二十一戸長役場 (三ヶ村)

海老江村 浦江村 大仁村

第二十二戸長役場 (五ヶ村)

國分寺村 本庄村 南濱村 南長柄村 北長柄村

第二十三戸長役場 (六ヶ村)

光立寺村 下三番村 小島新田村 成小路村 小島吉堤新田 塚本村

第二十四戸長役場 (五ヶ村)

柴島村 南方新家村 濱村 薬師堂村 淡路村

第二十五戸長役場 (三ヶ村)

新家村 天王寺庄 三番村

第二十六戸長役場 (四ヶ村)

山口村 西村 南方村 川口村

第二十七戸長役場 (五ヶ村)

南大道村 北大道村 西大道村 橋寺村 江口村

第二十八戸長役場 (三ヶ村)

小松村 上新庄村 下新庄村

第二十九戸長役場 (六ヶ村)

十八條村 南宮原村 北宮原村 東宮原村 宮原新家村 蒲田村

第三十戸長役場 (八ヶ村)

新在家村 野中村 堀上村 三津屋村 木川村 小島村

堀村 今里村

第三十一戸長役場 (二ヶ村)

葶島村

第三十二戸長役場 (三ヶ村)

御幣島村 野里村 加島村

第三十三戸長役場 (四ヶ村)

大和田村 百島新田 大野村 南西島新田

第三十四戸長役場 (八ヶ村)

佃村 中島新田 西島新田 布屋新田 出来島新田 蒲島新田

矢倉新田 西洲新田

第三十五戸長役場 (四ヶ村)

南傳法村 北傳法村 申村 福村

島上郡 郡役所部内 (三十一戸長役場・一百五十六ヶ町村)

島上郡 (十二戸長役場・五十九ヶ町村)

第一戸長役場 (二ヶ村)

富田村

第二戸長役場 (五ヶ村)

西五百住村 東五百住村 津之江村 芝生村 庄所村

第三戸長役場 (四ヶ村)

西面村 柱本村 三島江村 唐崎村

第四戸長役場 (二ヶ村)

高槻村

第五戸長役場 (六ヶ村)

上田部村 下田部村 土橋村 西冠村 東天川村 西天川村

第六戸長役場 (七ヶ町村)

番田村 大塚村 大塚町 前島村 中小路村 野中村

辻子村

第七戸長役場 (六ヶ村)

梶原村 井尻村 鵜殿村 野田村 萩の庄村 成合村

第八戸長役場 (四ヶ村)

服部村 眞上村 原村 萩谷村

第九戸長役場 (五ヶ村)

- 芥川村 古曾部村 別所村 安満村 下村
- 第十戸長役場 (四ヶ村)
- 高濱村 上牧村 神内村 櫻井村
- 第十一戸長役場 (六ヶ村)
- 廣瀬村 東大寺村 山崎村 尺代村 大澤村 川久保村
- 第十二戸長役場 (十ヶ村)
- 郡家村 岡本村 奈佐原村 靈仙寺村 氷室村 土室村
- 宿名村 宮田村 赤大路村 塚原村
- 島下郡 (十九戸長役場・九十七ヶ村)
- 第十三戸長役場 (一ヶ村)
- 茨木村
- 第十四戸長役場 (七ヶ村)
- 西河原村 太田村 十日市村 耳原村 田中村 上中條村
- 下中條村
- 第十五戸長役場 (四ヶ村)

- 福井村 中河原村 安威村 桑原村
- 第十六戸長役場 (六ヶ村)
- 目垣村 二階堂村 馬場村 十一村 平田村 野々宮村
- 第十七戸長役場 (四ヶ村)
- 鮎川村 戸伏村 中城村 總持寺村
- 第十八戸長役場 (四ヶ村)
- 小野原村 粟生村 宿久庄村 清水村
- 第十九戸長役場 (六ヶ村)
- 郡村 郡山村 道祖本村 上野村 畑田村 五日市村
- 第二十戸長役場 (六ヶ村)
- 上穂積村 中穂積村 下穂積村 倍賀村 宇の邊村 奈良村
- 第二十一戸長役場 (十ヶ村)
- 太中村 藏垣内村 乙辻村 丑寅村 坪井村 小坪井村
- 庄屋村 正音寺村 味舌村 鶴野村
- 第二十二戸長役場 (七ヶ村)

澤良宜東村 澤良宜西村 澤良宜濱村 眞砂村 水尾村 内瀬村
島 村

第二十三戸長役場 (六ヶ村)

味舌上村 小路村 七つ尾村 東 村 南 村 吉志部村

第二十四戸長役場 (五ヶ村)

山田下村 山田中村 山田上村 山田別所村 山田小川村

第二十五戸長役場 (二ヶ村)

吹田村

第二十六戸長役場 (四ヶ村)

佐井寺村 上新田村 下新田村 片山村

第二十七戸長役場 (四ヶ村)

別所村 味舌下村 新在家村 一津屋村

第二十八戸長役場 (七ヶ村)

鳥飼八町村 同上村 同中村 同下村 同西村 同野々村
同八坊村

第二十九戸長役場 (五ヶ村)

大岩村 生保村 大門寺村 車作村 安元村

第三十戸長役場 (五ヶ村)

錢原村 清坂村 上音羽村 下音羽村 長谷村

第三十一戸長役場 (五ヶ村)

泉原村 千提寺村 忍頂寺村 高山村 佐保村

豊島能勢 郡役所部内 (二十五戸長役場・一百二十一ヶ町村)

豊島郡 (十七戸長役場・八十五ヶ町村)

第一戸長役場 (二ヶ村)

上止々呂美村 下止々呂美村

第二戸長役場 (六ヶ村)

伏尾村 吉田村 古江村 東山村 中河原村 木部村

第三戸長役場 (二ヶ村)

池田村

第四戸長役場 (六ヶ村)

- 才田村 尊鉢村 下澁谷村 上澁谷村 畑村 新稻村
- 第五戸長役場 (六ヶ村)
- 半町村 瀬川村 西小路村 櫻村 牧落村 平尾村
- 第六戸長役場 (十ヶ村)
- 如意谷村 白の島村 東坊島村 西坊島村 石丸村 外院村
- 今宮村 西宿村 稻村 芝村
- 第七戸長役場 (六ヶ村)
- 野畑村 内田村 小路村 柴原村 北刀根山村 南刀根山村
- 第八戸長役場 (十二ヶ村)
- 石橋村 産所村 野村 玉坂村 井口堂村 中の島村
- 北轟木村 宮の前村 北今在家村 東市場村 西市場村 神田村
- 第九戸長役場 (三ヶ村)
- 麻田村 箕輪村 走井村
- 第十戸長役場 (三ヶ村)
- 勝部村 原田村 利倉村

- 第十一戸長役場 (五ヶ町村)
- 新免村 南轟木村 山の上村 櫻塚村 岡町
- 第十二戸長役場 (一ヶ村)
- 熊野田村
- 第十三戸長役場 (五ヶ村)
- 長興寺村 福井村 岡山村 曾根村 服部村
- 第十四戸長役場 (五ヶ村)
- 穂積村 島田村 野田村 三屋村 牛立村
- 第十五戸長役場 (六ヶ村)
- 上津島村 南今在家村 庄本村 島江村 洲到止村 菰江村
- 第十六戸長役場 (六ヶ村)
- 長島村 濱村 北條村 石蓮寺村 寺内村 小曾根村
- 第十七戸長役場 (二ヶ村)
- 板坂村 垂水村
- 能勢郡 (八戸長役場・三十六ヶ村)

第十八戸長役場 (二ヶ村)

吉川村

第十九戸長役場 (五ヶ村)

川尻村 木代村 余野村 切畑村 野間口村

第二十戸長役場 (六ヶ村)

野間中村 同稻地村 同出野村 同西山村 同大原村 地黄村

第二十一戸長役場 (四ヶ村)

杉原村 倉垣村 吉野村 山内村

第二十二戸長役場 (二ヶ村)

上田尻村 下田尻村

第二十三戸長役場 (七ヶ村)

宿野村 大里村 片山村 栗栖村 下田村 柏原村

平通村

第二十四戸長役場 (三ヶ村)

山邊村 山田村 天王村

第二十五戸長役場 (八ヶ村)

森上村 今西村 垂水村 長谷村 神山村 稻地村

平野村 上杉村

和泉國 (九十四戸長役場)

堺區役所部内 (十戸長役場・一百九十九ヶ町)

第一戸長役場 (二十二ヶ町)

並松町 北半町 同西一丁 北旅籠町 同東一丁 同東二丁

同西二丁 同西二丁 同西三丁 櫻之町 同東一丁 同東二丁

同西二丁 同西二丁 同西三丁 綾之町 同東一丁 同東二丁

同西二丁 同西二丁 同西三丁 北附洲新田

第二戸長役場 (二十四ヶ町)

錦之町 同東一丁 同東二丁 同西一丁 同西二丁 同西三丁

柳之町 同東一丁 同東二丁 同西一丁 同西二丁 同西三丁

九間町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 同西一丁 同西二丁

神明町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 同西一丁 同西二丁

第三 戸長役場 (十七ヶ町)

宿屋町 同東二丁 同東三丁 同西二丁 同西三丁
 材木町 同東二丁 同東三丁 同東四丁 同西二丁
 同西三丁 車之町東二丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁

第四 戸長役場 (十七ヶ町)

御屋町東二丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁 同東五丁 戎之町東二丁
 同東二丁 同東三丁 同東四丁 同東五丁 同東六丁 熊野町東二丁
 同東二丁 同東三丁 同東四丁 同東五丁 同東六丁

第五 戸長役場 (十七ヶ町)

市之町東二丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁 同東五丁 同東六丁
 甲斐町東二丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁 大町東二丁 同東二丁
 同東三丁 同東四丁 宿院町東二丁 同東二丁 同東三丁

第六 戸長役場 (二十七ヶ町)

車之町 同西二丁 同西三丁 櫛屋町 同西二丁 同西三丁
 戎之町 同西二丁 同西三丁 熊野町 同西二丁 同西三丁

第七 戸長役場 (二十七ヶ町)

甲斐町 同西二丁 同西三丁 同西四丁 同西五丁
 大町 同西二丁 同西三丁 同西四丁 宿院町
 同西二丁 同西三丁 同西四丁 榮橋通二丁 同二丁
 龍神橋通二丁 同二丁 住吉橋通二丁 同二丁 大濱通二丁 同二丁
 同三丁 同四丁 中附洲新田

第八 戸長役場 (十五ヶ町)

中之町 同東二丁 同東三丁 同西二丁 寺地町
 同東二丁 同東三丁 同西二丁 少林寺町 同東二丁
 同東二丁 同東三丁 同西二丁

第九 戸長役場 (十九ヶ町)

中之町西二丁 同西三丁 同西四丁 寺地町西二丁 同西三丁 同西四丁

少林寺町西二丁 同 西三丁 同 西四丁 新在家町西二丁 同 西三丁 同 西四丁
 同 西五丁 南旅籠町西二町 同 西三丁 同 西四丁 同 西五丁 南半町西二丁
 南附洲新田

第十 戸長役場 (十四ヶ町)

新在家町 同 東一丁 同 東二丁 同 東三丁 同 東四丁 同 西一丁
 南旅籠町 同 東一丁 同 東二丁 同 東三丁 同 西一丁 南半町
 同 東一丁 同 西一丁

大鳥 郡役所部内 (四十二戸長役場・二百八十六ヶ村)
 和泉

大鳥 郡 (二十五戸長役場・二百一ヶ村)

第一 戸長役場 (五ヶ村)

中筋村 北庄村 西萬屋新田 七 道 遠里小野村

第二 戸長役場 (二ヶ村)

湊 村

第三 戸長役場 (一ヶ村)

舩松村

第四 戸長役場 (八ヶ村)

船堂村 大豆塚村 北花田村 花田新田 奥 村 庭井新田
 萬屋新田 淺香山

第五 戸長役場 (七ヶ村)

松屋新田 南島新田 山本新田 平田新田 彌三次郎新田 鹽濱新田
 若松新田

第六 戸長役場 (三ヶ村)

上石津村 市 村 踞尾村

第七 戸長役場 (三ヶ村)

下石津村 船尾村 下 村

第八 戸長役場 (四ヶ村)

長承寺村 北王子村 大鳥村 野代村

第九 戸長役場 (四ヶ村)

高石南村 高石北村 今在家村 新 村

第十 戸長役場 (六ヶ村)

- 市場村 南出村 大園村 新家村 土生村 富木村
- 第十一戸長役場 (四ヶ村)
 - 草部村 上村 原田村 菱木村
- 第十二戸長役場 (五ヶ村)
 - 太平寺村 小代村 大庭寺村 三木閉村 野々井村
- 第十三戸長役場 (四ヶ村)
 - 大森村 檜尾村 上村 別所村
- 第十四戸長役場 (四ヶ村)
 - 豊田村 榎村 片藏村 田中村
- 第十五戸長役場 (五ヶ村)
 - 富藏村 釜室村 逆瀬川村 畑村 鉢ヶ峯寺村
- 第十六戸長役場 (五ヶ村)
 - 高藏寺村 深坂村 土佐屋新田 田園村 辻之村
- 第十七戸長役場 (四ヶ村)
 - 岩室村 見の山村 上之村 北村

- 第十八戸長役場 (二ヶ村)
 - 福田村
- 第十九戸長役場 (三ヶ村)
 - 東山新田 畑山新田 檜葉新田
- 第二十戸長役場 (五ヶ村)
 - 小坂村 八田村 平井村 伏尾村 和田村
- 第二十一戸長役場 (七ヶ村)
 - 八田北村 堀上村 南村 八田寺村 毛穴村 家原寺村
 - 平岡村
- 第二十二戸長役場 (二ヶ村)
 - 深井村 土塔新田
- 第二十三戸長役場 (四ヶ村)
 - 百濟村 高田村 西村 赤畑村
- 第二十四戸長役場 (四ヶ村)
 - 梅村 夕雲開 金口村 東村